

令和6年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和6年9月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	代表監査委員	鍵和田毅志

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 5 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和 5 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和 5 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に連絡事項を申し上げます。令和 5 年度各会計の決算認定が提出されておりますので、鍵和田毅志代表監査委員に議場への出席をしていただいております。

お諮りいたします。日程第 1 「認定第 1 号令和 5 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 9 「認定第 9 号令和 5 年度松田町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までは、監査委員の決算審査意見書が一括提出されておりますので、一括議題とし、町長の提案説明の後、監査委員の審査報告をお願いいたします。その後、各会計別に担当課長の細部説明、質疑、討論、採決の順に個別に審議を進めさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一括議題、個別審議とすることに決定いたしました。

議

長 日程第1「認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第2「認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3「認定第3号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4「認定第4号令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第5「認定第5号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6「認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7「認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8「認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9「認定第9号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 皆さん、おはようございます。本日、定例会3日目、何とぞよろしくお願いたします。それでは、ただいま議長から一括議題という御指示を頂きましたので、認定第1号から認定第9号までの提案説明をさせていただきます。認定第4号の上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明だけがほかの8会計と異なっておりますので、全て朗読をさせていただきます。認定第4号を除く8会計につきましては、提案説明が同じですので、初めに認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定については全て朗読をさせていただきます。認定第2号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定から認

定第8号用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、最後になりますので全て朗読させていただきます。このような要領で提案説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚目のですね、認定第1号から順に御提案させていただきます。認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。

令和6年9月4日提出、松田町長 本山博幸。

続きまして、認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第3号令和5年度国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

続きまして、認定第4号令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

令和5年度松田町上水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度松田町上水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度松田町上水道事業会計決算を認定されたい。

令和6年9月4日提出、松田町長 本山博幸。

続きまして、認定第5号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

最後になります。認定第9号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。

令和6年9月4日提出、松田町長 本山博幸。

以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。これより監査委員の審査報告を求めます。
代表監査委員、鍵和田毅志君。

代表監査委員 鍵和田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、3ページをお開きください。3ページに監査報告書、意見書が出ておりますので、そちらを朗読をもって報告に代えさせていただきます。

松監第1号、令和6年7月30日、松田町長 本山博幸殿。松田町代表監査委員 鍵和田毅志、松田町監査委員 井上栄一。

令和5年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに上水道事業会計決算書、その他の関係証書類について審査し、また地方自治法第241条第5項の規定により基金運用状況を審査したので、その意見を次のとおり提出します。

令和5年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書。

審査の対象。1、一般会計。令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算。

2、特別会計。令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、同じく松田町国民健康保険診療所事業特別会計、同じく松田町寄簡易水道事業特別会計、同じく松田町下水道事業特別会計、同じく松田町介護保険事業特別会計、同じく用地取得特別会計、同じく松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

3、公営企業会計。令和5年度松田町上水道事業会計決算。

4、令和5年度松田町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

5、令和5年度松田町上水道事業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表。

6、松田町定額資金運用基金運用状況。

審査の期間。令和6年7月16日から23日までの6日間。

審査の基本的態度です。町長から提出された令和5年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに上水道事業会計決算、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表等の審査に当たっては、関係法令の規定に従い、決算計数の正否、出納行為の適法性及び予算執行手続等の適否について、関係諸帳簿及び証書類等を審査するとともに、必要に応じ関係者の説明を聴取し、併せて例月出納検査時の資料を、次のページでございます。活用し、厳正かつ普遍的な審査を実施した。また、定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査に当たっては、計数の正確性及び運用の適正かつ効率性について同様に審査を実施しました。

審査の結果。町長から審査に付された各会計決算書、財産に関する調書及び関係諸帳簿、証書類等を精査したところ、いずれも正確に記帳され、その内容も適正なものと認められた。

2、本審査を通じて確認した予算の執行については、一部事務手続に改善を要するものを除き、関係法令に準拠して行われており、適正と認められた。

決算の概要。令和5年度の一般会計ほか特別会計及び企業会計は、予算現額95億856万6,000円に対し、決算額は歳入で91億7,818万3,000円、一般会計59億2,011万4,000円、特別会計は32億5,806万9,000円、歳出で84億8,301万1,000円、一般会計54億1,754万5,000円、特別会計ほか30億6,546万6,000円となり、歳入歳差引額6億9,517万2,000円、一般会計5億256万9,000円、特別会計ほか1億9,260万3,000円が翌年度に繰り越されており、健全性は維持されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、一般会計の執行率87.97%、前年度87.98%、上水道事業会計を除く特別会計が91.60%、前年度92.02%、上水道事業会計では90.39%、前年度90.08%の執行率となっている。

執行内容としては、おおむね適正になされているものと認められた。工事等事業執行に当たっては、当初計画、仕様等を十分に踏まえ、最も安価で適正な方法が選択されていた。

3でございます。基金の運用状況を示す書類については、審査の結果、計数は誤りないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理は全ての重要な点において適正に行われているものと認められた。

審査における指摘事項、4でございます。(1)全般にわたり不用額が目立つ。不用額が生じた要因をきちんと整理するとともに、適正な予算措置と予算執行により一層努められたい。

(2)道路・橋梁の維持補修は、町民にとって身近な行政サービスであり、かつインフラの基礎となるものなので、引き続き予算を有効に活用し、町民サービスの向上に努められたい。

(3)ESCO事業や松田小学校太陽光発電設備整備工事の成果が光熱水費などの決算数値にどのような影響を及ぼしているのかをよく検証されたい。

(4)庁用車の更新については、更新基準に基づき計画的になされているとのことだが、全庁的な周知が行き届いていない状況がうかがえる。更新基準を改めて共有するとともに、更新計画も策定した上で、庁用車の適切な管理を行われたい。

(5)国民健康保険税の滞納繰越分の収納率が前年度より下がっているようだが、税負担の公平性の観点からも収納率増加に向けた取組を強化されたい。

以上でございます。ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。監査委員からの報告が終わりました。それでは、鍵和田代表監査委員にはこれで退席していただきたいと思います。

(代表監査委員 退席)

これにより認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、担当課長の細部説明を求めます。説明の前に各担当課長に申し上げます。この本会議では款項ごとに簡潔に分かりやすく説明してください。それでは参事兼政策推進課長、お願いいたします。

参事兼政策推進課長　それではですね、款、項を中心に特徴的な事業などを中心に説明をさせていただきます。

最初にですね、歳入の18ページでございます。実質収支に関する調書につきましては私のほうから説明をし、町税につきましては税務課長のほうから説明をさせていただき、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは私のほうから説明をさせていただきます。それ以降につきましては、会計管理者より説明をさせていただきます。歳出につきましては、各担当課長より説明をさせていただきます。

それでは、ページ18ページになります。実質収支に関する調書を説明させていただきます。区分でございます。歳入総額につきましては、59億2,011万3,829円、2、歳出の総額につきましては54億1,754万5,051円、歳入歳出差引額につきましては5億256万8,778円となっております。

そして4番の翌年度へ繰り越すべき財源でございます。(2)になります。繰越明許費の繰越額でございます。こちらにつきましては、8件の事業になります。戸籍電算システム改修事業、2つ目に物価高騰重点支援給付金で住民税等の均等割のみ課税世帯分、そして3つ目にその子ども加算分、4つ目に新型コロナウイルスワクチン接種によるもの、5番目として地籍調査の事業、6番目として松田中学校整備事業、7つ目として松田幼稚園の整備事業、最後8件目としてスポーツツーリズム推進事業によるものでございます。

5番の実質収支額につきましては、4億3,190万5,068円となっております。

6番目、実質収支のうちですね、法に基づく233条の2項に規定する基金の繰入額でございます。こちらにつきましては、法に定めるもので、特別法のもとにですね、基準額を定めてございます。この最低限の2分の1を繰り越すというものの金額がですね、2,374万2,437円となりましたので、ここで2,500万

円を翌年度に繰り越すという形で掲載をしております。以上になります。

それでは、歳入のほうをよろしく申し上げます。

税 務 課 長 それでは、町税について御説明をさせていただきます。決算書1枚おめくりいただきまして、20、21ページをお願いいたします。令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。款の1、町税でございます。21ページ上段、収入済額は15億6,334万4,490円で、予算と比較いたしますと5,385万3,490円の増額となりました。不納欠損額は659万4,985円で、件数といたしましては57件分でございます。収入未済額は5,098万2,417円で、昨年より約1,100万円の減額、収納率は対前年度0.4%増の96.45%でございます。不納欠損57件の内訳でございますが、5年を経過した消滅時効によるものが12件、執行停止後の3年を経過したものが45件、また徴収金を徴収することができないことが明らかであることの即時消滅はございませんでしたので、合計57件となっております。

続きまして、税目ごとに御説明をさせていただきます。項の1、町民税、目の1、個人町民税でございます。収納率は対前年度0.11%減の98.28%でございます。収入済額は前年度より約1,000万円の減収となっております。現年課税分では、納税義務者が51名減っていることなどにより、調定額自体が前年度より約950万円減額となっております。

続いて、目の2、法人でございます。収納率は対前年度0.14%増の99.94%でございます。調定額、収入済額ともに前年度より約1,200万円の増額となっております。主な要因といたしましては、現年課税分で一部法人についての業績好調によるものでございます。また、滞納繰越分では、調定額10万円、これは1社分、2か年度分でございますが、全額収入することができております。

次に項の2、固定資産税でございます。収納率は、対前年度0.84%増の94.48%でございます。収入済額は前年度より約1,670万円の増収となっております。現年課税分の土地につきましては、国土調査の成果により課税対象面積が増加したことによる増収の要因もございましたが、土地の価格の下落や地目変更による減額などにより、約200万円の減収となっております。家屋では、

新築家屋や新築家屋の減額措置の終了のほか、法人1社に対する特定の資産について条例に基づく3年間の課税免除が終了したことによる増収の要因と、家屋の滅失による減額などにより約1,680万円の増収となっております。

償却資産では、総務大臣配分、県知事配分、町長決定分がいずれも減額となり、約370万円の減収となっております。また、滞納繰越分では、収納率については対前年度10.04%増の22.34%、収入済額は約550万円の増収となっております。大口の滞納案件1件について収入することができたことによるものでございます。

次に項の3、軽自動車税でございます。収納率は対前年度0.1%増の98.21%でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして約77万円の増収となっております。現年課税分において、四輪の軽自動車などの登録台数の増、また税制改正による税額の増加などにより、調定額自体も約97万円増加していることによるものでございます。環境性能割は令和5年2月1日から令和6年1月31日までに登録された89台分でございます。

次に、項の4、町たばこ税でございます。収入済額は課税本数の増加により前年度と比較いたしまして約80万円の増収となっております。以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、22、23ページになります。備考欄で説明をさせていただきます。初めに、地方譲与税でございます。地方譲与税の地方揮発油譲与税でございます。こちらはガソリンに課してですね、地方財源を譲与されるものでございます。主に道路の延長や面積によって決定されるものでございます。こちらにつきましても、地方財政計画、国が定める計画のもとに交付されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。こちらは検査自動車と届出の軽自動車に対して課税されるものでございます。こちらも道路延長や面積によるものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。災害防止、国土保全機能の強化などを目的に、人工林面積の割合や林業従事者、人口割により交付されるもの

でございます。

続きまして、利子割交付金でございます。利子に対する税の20.315%のうち、この5%を県へ、そのうちの5分の3が町のほうに割合で案分されて譲与される、交付されるものでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。上場株式配当に課税される県税収入の59.4%を案分して交付されるものでございます。こちらのほうはですね、予算に対して企業収益の好調や持ち直し等を含めて増額となったものでございます。

続きまして24、25ページになります。備考欄で説明をさせていただきます。株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらは株式等の譲渡所得に課税される県税収入を市町村の個人県民税決算額の割合によって交付されるものでございます。こちらですね、企業収益等の増、コロナの影響が少なかったというような状況を鑑みですね、予算に対して増額となったものでございます。

続きまして、法人事業税交付金でございます。県に納付される法人事業の一部を従業者数で案分するものでございます。100分の7.7%で交付されるものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。県の地方消費税収入をですね、人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらの制度はですね、昭和41年に創設されたものでございます。県が収納したゴルフ場利用税の10分の7で交付されるものでございます。年齢によってありますが、1人当たり800円の税収のものでございます。松田町のほうは、チェックメイトカントリークラブが100%、面積によるものでございます。小田原ゴルフコースが83.85%、太平洋ゴルフコースが40.09%で交付されるものでございます。

続きまして、環境性能割交付金でございます。県に納付された自動車税環境性能割の一部を市町村道、道ですね、の延長及び面積に応じて交付されるものでございます。

続きまして、地方特例交付金、こちらは住宅ローン減税に対する減収補填に

よるものでございます。

続きまして、26、27ページになります。地方交付税でございます。備考欄で普通交付税につきましては、予算に対しては同額見込みという形になってございます。令和4年度決算に向けて…決算に対しましては、600万ほどの増となっております。こちらはですね、地方自治体の財政の均衡を保つために、いわゆる基準財政の需要額と収入額に対して、その財源の不足分を国のほうが交付するものでございます。主な財源の原資につきましては、消費税、所得税、酒税、法人税、地方法人税ですね、これらをもとに交付されるものでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらは交通反則金の一部をですね、改良済みの道路延長や過去2年分ですね、事故件数などに基づき交付されるものでございます。以上でございます。

会計管理者 それでは、款13、分担金及び負担金から款22、町債までの主立った歳入について説明させていただきます。引き続き26、27ページを御覧ください。

款13、分担金及び負担金でございます。中段の項1、負担金、目2、民生費負担金、備考欄の保育所運営費負担金現年度分につきましては、保育所を利用する0歳から2歳児延べ424名分の保育料でございます。その下段、学童保育保護者負担金現年度分につきましては、松田及び寄学童保育室を利用する児童延べ1,485名分の保育料でございます。

続きまして款14、使用料及び手数料でございます。最下段の項1、使用料、目1、総務使用料、備考欄、町営仲町屋臨時駐車場につきましては延べ384台分、町営臨時駐車場につきましては延べ2万7,564台分の使用料でございます。

1枚おめくりいただきまして、28、29ページを御覧ください。備考欄上段、節2、住宅使用料につきましては、町営住宅30戸分、公的賃貸住宅籠場住宅18戸分、地域優良賃貸住宅町屋住宅26戸分の使用料でございます。

中段の目4、農業使用料、備考欄の寄ロウバイ園入園料につきましては、入園者数2万615名のうち1万9,466名分の入園料でございます。

続きまして30、31ページを御覧ください。款15、国庫支出金でございます。最下段の項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、備考欄の障害者自立支

援給付費等負担金につきましては、障害者総合支援法などの規定に基づき行われる障害者等へのサービス給付に要した費用の2分の1を国が負担するものでございます。その2行下、障害児施設給付費等負担金につきましては、児童福祉法などの規定に基づき行われる障害児等へのサービス給付に要した費用の2分の1を国が負担するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、32、33ページを御覧ください。備考欄の上段、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、子ども・子育て支援法に基づき当町の児童が入所している保育施設へ支払う給付費のうち、保育料分を除いた額の2分の1を国が負担するものでございます。

その下段、国民健康保険保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険保険基盤安定制度に基づき、低所得者世帯に対する保険税軽減分などを国が2分の1公費補填することにより、国保財政の基盤安定を図るものでございます。

その下段、児童手当国庫負担金につきましては、中学校卒業までの児童を養育している保護者へ支払う児童手当のうち、3分の2を国が負担するものでございます。

続きまして、目2、衛生費国庫負担金、備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種及び予診などの接種体制の確保に要する費用を国が負担するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和6年度に繰り越しいたしました新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に係る分でございます。

続きまして、項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金、節2、企画費国庫補助金、備考欄のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、県西地域活性化プロジェクト推進事業や新モビリティサービス推進事業に要する経費のうち、2分の1を国が補助するものでございます。

その2行下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、価格高騰重点支援給付金事業や商工振興商品券発行事業など、感染症総合対策事業に充てられております。

その下になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー消費、食料品価格の物価高騰の影響を受けた非課税世帯や、子育て世帯などに対する支援給付金事業や、給食費保護者負担軽減措置補助事業などに充てられております。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和6年度に繰り越しいたしました物価高騰重点支援給付金事業に要する経費に係る分でございます。

その下の収入未済額につきましても、令和6年度に繰り越しいたしました戸籍電算システム改修事業に要する経費に係る分でございます。

続きまして、最下段の目2、民生費国庫補助金につきましては、1枚おめくりいただきまして、34、35ページを御覧ください。備考欄の上段、子ども・子育て支援国庫交付金につきましては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、学童保育室など子ども・子育て支援事業を円滑に実施するためにかかる経費のうち、3分の1を国が補助するものでございます。

中段、目3、衛生費国庫補助金、備考欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業補助金につきましては、ワクチン接種の実施に係る予診票や接種券の印刷及び発送などに要する経費を国が補助するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和6年度に繰り越しいたしました新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費に係る分でございます。

その下段、目4、土木費国庫補助金、備考欄の道路局所管補助金につきましては、町道19号線町屋踏切改良事業や、橋梁定期点検委託料にかかる経費のうち、55%を国が補助するものでございます。

最下段の目、教育費国庫補助金、中学校費国庫補助金、備考欄の学校施設環境改善交付金につきましては、松田中学校大規模改修工事に係る国庫補助金でございます。

その左の収入未済額につきましては、令和6年度に繰り越しいたしました松田中学校整備事業、その下段につきましても令和6年度に繰り越しいたしました松田幼稚園整備事業に要する経費に係る学校施設環境改善交付金の分でございます。

います。

続きまして、36、37ページを御覧ください。款16、県支出金でございます。中段の項1、県負担金、目2、民生費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費等負担金につきましては、国庫負担金と同様に障害者等へのサービス給付に要する経費のうち、4分の1を県が負担するものでございます。

その下段、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に保育施設へ支払う給付費のうち保育料分を除いた額の4分の1を県が負担するものでございます。

その下段、国民健康保険保険基盤安定負担金につきましては、国庫負担金と同様に低所得世帯に対する保険税軽減分及び保険者支援分を県が4分の1公費補填することにより、国保財政の基盤安定を図るものでございます。

その下、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、保険基盤安定制度に基づき低所得者等の保険料軽減分などを県が4分の3公費補填するものでございます。

その下段、児童手当負担金につきましては、国庫負担金と同様に保護者へ支払う児童手当のうち、6分の1を県が負担するものでございます。

続きまして38、39ページを御覧ください。項2、県補助金、目1、総務費補助金、備考欄の市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、松田小学校太陽光発電設備整備事業や、A I オンデマンド交通実証実験事業などに充てられております。

中段の目2、民生費補助金、節2、老人福祉費補助金、備考欄の地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金につきましては、民間事業者の介護施設の建設に伴う費用などについて、県が町を通して間接的に補助するものであります。

その下段、節4、児童福祉費補助金、備考欄の小児医療費助成事業補助金につきましては、0歳から就学前児童の医療費や小・中学生の入院に伴う医療費について、2分の1を県が補助するものでございます。

その下段、節5、子ども・子育て支援交付金につきましては、国庫交付金と

同様に子ども・子育て支援事業に係る経費のうち、3分の1を県が補助するものでございます。

続きまして、40、41ページを御覧ください。上段の節、水源環境保全・再生施策市町村補助金、備考欄の地域水源林整備事業補助金につきましては、良好な水源環境を維持するために、間伐などによる町有林の整備及び整備に係る調査測量などに要した経費を県が補助するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

中段の目6、土木費補助金、地籍調査費補助金につきましては、地籍調査委託などに係る経費のうち、4分の3を県が補助するものでございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和6年度に繰り越しいたしました地籍調査事業に要する経費に係る分でございます。

続きまして42、43ページを御覧ください。上段の節3、県税徴収委託金、個人県民税徴収委託金につきましては、町が町民税と県民税を併せて徴収していることに伴い、県より委託金として交付されるものでございます。

中段、款17、財産収入でございます。項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入、備考欄の土地貸付収入につきましては、チェックメイトカントリークラブや小田原エンジニアリングなどへの貸付収入でございます。

最下段、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入、備考欄の町有地売払収入につきましては、寄2番、121番33ほか2件分の土地売払収入でございます。

続きまして44、45ページを御覧ください。款18、寄附金でございます。項1、寄附金、目1、一般寄附金、ふるさと応援寄附金につきましては7,201件、その下段、目2、特定寄附金、備考欄、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、10件の寄附を頂いております。

中段、款19、繰入金でございます。項1、基金繰入金につきましては、各基金から当該事業の執行のために繰り入れを行っております。

2枚おめくりいただきまして、48、49ページを御覧ください。中段、項・目ともに雑入、節3、市町村振興協会市町村交付金につきましては、宝くじ収益

に伴う市町村への配分金として交付されるものでございます。

続きまして、50、51ページを御覧ください。上段の節9、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、松田小学校に太陽光発電設備を整備するために要した費用に対し、2分の1の補助金が充てられております。

中段、節15、雑入の主なものといたしましては、足柄上地区ごみ処理広域化協議会職員給与精算金などがございます。

続きまして最下段、款22、町債でございます。項1、町債、目1、土木債につきましては、1枚おめくりいただきまして、52、53ページを御覧ください。備考欄の上段、道路新設改良整備事業につきましては、町道19号線町屋踏切改良工事に充てられております。

目3、教育債の教育施設等整備事業債につきましては、松田小学校太陽光発電設備整備事業及び松田中学校整備事業に充てられております。説明は以上でございます。

参事兼議会事務局長 それでは歳出に入ります。54、55ページをお願いいたします。款・項・目ともに議会費でございます。歳出の主なものといたしましては、備考欄を御覧ください。01、議員及び職員人件費に要する経費が議会費の93.4%を占めております。02、議会活動に要する経費では、議長交際費、議会だより印刷製本費、議事録作成委託料、タブレット端末賃借料、議会運営システム使用料、政務活動費交付金等を支出しております。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 続きまして、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。この目は、特別職と総務課等の職員の給料と、職員研修に関する経費や法律相談、情報公開に関する経費を支出しております。

備考欄、01、職員人件費に要する経費は、特別職2名と総務課、政策推進課、出納室、税務課、町民課の職員43名分の給料、職員手当を支出しております。

その下、0102、会計年度任用職員給与費では、会計年度任用職員のバス運転手の給料、職員手当を支出しております。

その最下段、0201、一般事務経費でございます。こちらは次ページ、58ページ、59ページをお願いいたします。こちらは職員表彰審査関係や弁護士報酬、

町長交際費、庁舎の警備委託、県町村会負担金等に関する経費を支出しております。7の報償費におきましては、産業医報償や弁護士報償等を支出しております。12、委託料におきましては、町例規システム保守委託、行政手続整備支援委託等を行っております。最下段、18の負担金補助及び交付金におきましては、次ページ、60ページ、61ページにまたがりませんが、県町村会ほか8団体に負担金及び補助金を支出しております。

続きまして、0202、職員研修事業でございます。7の報償費は、職員研修講師謝礼につきましては、外部講師を招聘しまして職員の庁舎内研修を実施しております。

続きまして、0203、情報公開制度運営事業でございます。こちらは情報公開審査委員の5名分の報酬や費用弁償等を支出しております。

0204の契約検査事務経費では、主に電子入札等に関する経費でございます。18の負担金補助及び交付金におきましては、電子入札システムに関する負担金等を支出しております。

恐れ入ります、以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、60ページ、61ページの下段になります。目、文書広報費でございます。こちらにつきましては、町のですね、情報の発信、また町の魅力発信等に対する経費となっております。

それでは、62、63ページになります。こちらの主なものについてのみ説明をさせていただきます。主なものにつきましては、需用費のですね、印刷製本費で、「広報まつだ」の発行事業、そしてホームページのですね、サーバーの使用料や本年度は…5年度はまつだフォトコンテスト事業を開催させていただきました。

続きまして、目、財政管理費になります。財政管理に要する経費といたしまして、財政運営を推進していくための経費となっております。主なものにつきましては、積立金のですね、本年度は…5年度は財政調整基金積立金の利子分ということで、ここは県債分、県債を購入した部分によって利子の増額という形になってございます。また、交付税の算入部分がありまして、令和6年度、

7年度分に臨財債の償還に充てるということで、交付税が算入されておりますので、ここで減債基金に積み立てる金額を5年度行っております。以上です。

会計管理者 続きまして、目4、会計管理費について御説明させていただきます。こちらは会計事務に要する一般事務経費でございます。主な支出といたしましては、1枚おめくりいただきまして、64、65ページ、役務費の手数料では、役場派出窓口に係る事務手数料や、振り込みに係るウェブシステムの使用料などがございます。また、12、委託料では、インボイス制度に対応するため、財務会計システムの改修を行っております。

説明は以上でございます。

参事兼総務課長 目5、財産管理費でございます。財産管理費はですね、町有財産や庁用車、庁舎の管理経費を支出しております。備考欄、0101、財産管理経費の12、委託料でございます。こちら測量登記等委託料につきましては、町屋住宅…ごめんなさい。町営仲町屋住宅跡地の貸付地の2区画の測量等を行い、その下、町有林整備委託料は、町有林の間伐と調査測量を行っております。

その下、24、積立金におきましては、公共施設等整備基金積立金は、公共施設の維持管理、補修の整備等に充てるため積み立てているものでございます。

27、繰出金につきましては、用地取得特別会計の町屋住宅の起債元利償還金分を用地会計に繰り出しているものでございます。

0102、庁用車管理経費には、次ページ、66、67ページにまたがりませんが、総務課で管理しています6台分の庁用車の管理経費を支出しております。

続きまして0103、庁舎管理経費でございます。10番の需用費におきましては、役場庁舎等の電気、水道料等の光熱費を支出しております。12、委託料の庁舎管理法定業務等委託料につきましては、建物環境衛生管理技術者委託や、庁舎消防設備保守点検などの法定点検を行っております。また、14、工事請負費におきましては、庁舎3階のOAエアコン改修工事では、OA室のエアコンの機器の故障により室内外の空調機の部品交換の改修工事を実施しております。

その下、0104、町営臨時駐車場管理経費では、仲町屋の月極め駐車場とJR松田駅北口にあり町営臨時駐車場の管理にかかった管理費用でございます。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。0105、地域集会施設等管理経費でございます。こちらは地域集会施設にかかった経費といたしまして、12、委託料でございますが、こちら各自治会で管理している地域集会施設の指定管理委託料を支出しております。また、14の工事請負費におきましては、河内児童センターの改修工事では、屋根や外壁塗装、室内の長尺シートの張り替え、建具工事等を、また田代地域集会施設におきましては外壁塗装、畳等の張り替えの改修工事を行っております。

0106、旧寄中学校管理経費でございます。こちら旧寄中学校の管理にかかった経費でございますが、こちらは7、報償費では、旧寄中学校利活用事業者選定委員会の委員報酬、委員会2回分の報酬を支出しております。12の委託料におきましては、浄化槽の管理清掃委託料や、電気保安業務点検委託料等を実施しております。

次に、最下段、目6、住宅管理費でございます。この目は町営住宅の住宅管理にかかる経費を支出しております。0101、町営住宅管理費で、主な支出は、次ページ、70ページ、71ページをお願いいたします。12の委託料におきましては、エレベーター保守点検委託料といたしまして、河内住宅のエレベーター保守点検を委託しております。また、14の工事請負費におきましては、町営住宅解体工事としまして、沢尻住宅2棟、中河原住宅1棟の合計3棟の解体工事を実施しております。以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、目、企画費でございます。こちらにつきましては、企画調整事務に要する経費となっております。主なものにつきましては、負担金補助及び交付金ですね、県西部の広域行政協議会などの負担金となっております。

そのほか、項番0102、総合計画等、総合戦略もございますので、「等」ということで推進経費、そして72、73ページになります。項番0103、自治体交流事業、こちらは横芝光町等との連携事業などによる経費でございます。

また、項番0104、定住少子化対策支援事業でございます。こちらにつきましては、5年度につきましては、寄地区活性化推進協議会における委員報酬ほかになります。またですね、負担金補助及び交付金におきましては、住宅取得奨

励金などに伴うものでございます。

続きまして、項番0105、ふるさと納税管理経費でございます。こちらにつきまして、主なものにつきましては、74、75ページ、次ページになります。ふるさと寄附金返礼品発送等委託料などによるものでございます。

続きましてですね、項番0109になります。官民連携推進事業でございます。こちらにつきましては、官民連携を進めるための嘱託員の報酬ほかになります。

続きまして、項番0201、シティプロモーション・おもてなし推進事業でございます。こちらにつきまして、令和5年度におきましては、公衆のWi-Fiの運用保守委託料などがございました。また、シティプロモーション用の商品開発委託料、こちらはオリジナルビールの商品開発ということになります。

続きまして、76、77ページになります。項番0301、県西地域活性化プロジェクト推進事業でございます。こちらの主な事業につきましては、委託料でございます。関係人口創出支援委託料、また地域魅力向上促進事業委託料、さらに移住定住促進ガイドブックの作成などによるものでございます。2分の1の補助を活用して行ったものでございます。

そして、項番の0303になります。まち・ひと・しごと創生寄附活用事業でございます。こちらは成功報酬ということで、企業版ふるさと納税の推進委託料などによるものでございます。以上です。

参事兼総務課長 続きまして、目8、町政連絡費でございます。この目は、行政協力員や自治会に関する経費を支出しております。0101、備考欄0101、一般事務経費の1番、報酬では、26名の行政協力委員の報酬や、12番、委託料の地域活動共有ツール導入委託料では、自治会長に配付しているタブレット端末のソフトの機能拡充バージョンアップに伴う委託をしております。

次ページ、78ページ、79ページをお願いいたします。18番の負担金補助及び交付金の地域コミュニティ活動交付金は、自治会運営や防災・防犯支援、コミュニティ活動に係る支援費用として支出しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、78、79ページになります。目、電算管理費でございます。電算管理費につきましては、こちらのほうはですね、まず住民情報システムに伴うで

すね、各種機器の管理また委託、賃借、そしてシステム組合への負担金などによるものでございます。組合の負担金につきましてはすね、平成24年の4月から広域14町村で事業を進めているものでございます。クラウドのコンピューティングのすね、形で負担軽減を目的に初期投資などの無駄を省く軽減を目的に進めているものでございます。

続きまして、項番0103、電算自治体推進事業でございます。こちらは総合行政ネットワーク事業としまして、国・県との情報共有を図るためのネットワークシステムを構築しているものでございます。

続きまして、項番0104、庁内LAN関係経費でございます。これは庁舎内のすね、関係のすね、インターネットに接続している事務機器の回線の維持管理、運用などに伴う経費によるものでございます。

続きまして、80ページ、81ページになります。項番0106、会計年度任用職員給与費でございます。こちらは情報システム推進委員の報酬が主なものでございます。以上です。

町 民 課 長 続きまして、目10、寄出張所費でございます。支出の主なものは、節27、繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金は、診療所特別会計で支出をしている出張所と兼務職員の給与の一部を一般会計から診療所会計へ繰り出すものでございます。説明は以上でございます。

安全防災担当室長 目11、交通安全対策費です。0102、交通指導隊運営事業、次のページを御覧ください。報酬として19名分の報酬をお支払いしています。

0103、交通啓発事業の中で、12、委託料、交通見守りは、児童の登・下校の見守りを実施しております。

0104、駐輪場管理事業では、放置自転車の対策を委託しております。

0105、防犯活動事業の10、需用費、光熱費のほうは、防犯灯の電気料になります。

13、使用料及び賃借料、LED防犯灯リース料は、1,120灯のリース料を支払っています。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目、地域交通対策費でございます。こちらにつきましては、主な

ものにつきましては一番下段の負担金補助及び交付金で、乗合バス運行事業補助金、こちらは寄地域を含めて増発をしている2便と虫沢と萱沼のほうに奥まで入る便4便の追加部分の補助でございます。

続きまして、84、85ページになります。バス通学定期券の助成事業でございます。学生にですね、助成をする事業、定期を助成する事業でございます。また、高齢者バス定期券助成事業、いわゆる65歳以上のまちのりパス65というものの事業でございます。これらの実績につきましては、令和4年度、令和5年度におきましてもですね、大きな変動が今ない状況で決算を迎えたところでございます。

そのほかですね、委託料がございます。こちらにつきましては、A I オンデマンドバス実証実験の委託料が記載をされてございます。こちらはデジタル田園の交付金を活用して行っているものでございます。以上です。

参事兼総務課長 続きまして、目13、諸費でございます。0101、一般事務組合収益配分金自治会交付金でございます。こちらはですね、3年に一度、東電の線下補償を松田町ほか三ヶ町組合の組合配分金として受け、その一部を虫沢田代財産管理委員会と庶子自治会に交付金として配分しているものでございます。以上でございます。

税 務 課 長 続きまして項の2、徴税费、目の1、税務総務費でございます。支出の主なものといたしましては、節18、負担金補助及び交付金で、中でも上から4つ目の森林環境税対応システム改修費負担金以降につきましては、法改正に伴う対応といたしまして、令和6年度から導入いたしました森林環境税に対応するためのシステム改修や、電算化に対応するためのシステム改修にかかる費用について、負担金として神奈川県町村情報システム共同事業組合へ支出したものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、86、87ページをお願いいたします。目の2、賦課徴収費でございます。支出の主なものといたしましては、備考欄の0101、一般事務経費、節の22、償還金利子及び割引料の過誤納還付金及び還付加算金で、地方税法第17条などで定める過誤納還付や還付加算金で、

個人の更正の請求や法人の決算の状況などにより、納め過ぎとなった税を還付いたしました。

また、0102、収納対策事業の11、役務費の手数料では、令和5年度より滞納者の預金等の調査について、オンライン化したことによる費用が主なものとなっております。

次に0103、固定資産評価事業、節12、委託料では、固定資産評価業務委託料や土地鑑定評価業務委託料などを支出しております。これは適正な固定資産の評価を行い、課税の公平性を確保することを目的といたしまして、令和6年度の評価替えに向けて路線価などの算出に当たっての資料作成等の業務委託でございます。以上でございます。

町 民 課 長 続きます。項3、目1、戸籍住民基本台帳費の主なものは、次の88、89ページを御覧ください。0102、戸籍電算システム管理経費の節12、委託料の戸籍電算システム改修委託料は、令和4年度の繰越明許分で、令和6年3月1日施行の戸籍の広域化に伴うシステム改修でございます。ほかに、戸籍電算システム賃借料、戸籍クラウド等利用料等でございます。

0103、会計年度任用職員給与費は、マイナンバーカード事務に係る窓口業務サービス従事者3名分の報酬でございます。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費でございます。この目は、選挙管理委員会に係る運営経費を支出しております。年4回開催されます選挙管理委員会の定例委員会の委員4名分の報酬のほか、事務経費を支出しております。

続きます。目2、県知事及び県議会議員選挙費で、この目はですね、県知事及び県議会議員選挙に係る経費を支出しており、予算は4年度・5年度の2か年にまたがって計上しております。2年目の支出となります。

0101、県知事及び県議会議員選挙執行経費の1、報酬の投票管理及び立会人報酬は、期日前投票及び投票日当日における投票管理者や立会人の報酬を支出しております。また、3、職員手当等の投票・開票事務従事者手当は、投・開票日における投票日前日及び当日の事務従事者手当を支出しております。また、12、委託料のポスター掲示場製作撤去委託料につきましては、町内62か所のポ

スター掲示場の撤去費を委託しております。

恐れ入りますが、次ページ、92ページ、93ページをお願いいたします。目3、町議会議員選挙費でございます。この目は、町議会議員選挙にかかる経費を支出しております。3の職員手当では、平日や休日における選挙事務や期日前投票に係る職員の時間外勤務手当や、休日勤務手当を支出しております。また、12の委託料の入場券作成委託料は、投票所入場券の作成を委託しているものでございます。18の負担金補助及び交付金の町議会議員選挙費用負担金では、町議会議員選挙に伴う候補者の選挙運動用自動車代や候補者のポスター及びビラの作成の公費負担を支出しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 項、統計調査費、目、統計調査総務費になります。この事業につきましては、94、95ページになります。主なものは、基幹統計調査事務に要する経費でございます。こちらの統計につきましては、国の行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計となるものでございます。10分の10の補助事業を活用して行っているものでございます。

続きまして、項、監査委員費、目、監査委員費でございます。こちらにつきましては、毎月の例月出納、また決算審査、そして定期監査、県の研修や現地視察、また補助金の団体、補助団体の監査などを行うための経費でございます。以上です。

議 長 ここで暫時休憩とさせていただきます。10時30分から再開いたします。

(10時12分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(10時30分)

94ページ、民生費の担当課長の説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは御説明いたします。款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費でございます。備考欄の0101、職員給与費につきましては、職員の人件費を支出しているほか、次のページを御覧ください。96ページ、97ページでございます。02社会福祉業務に要する経費の0203、一般事務経費の中では、委託料として健康福祉センターの指定管理委託料、入浴施設の運営を含め、指定管理者である社会福祉協議会に支出し、14の工事請負費では健康福祉センタ

一運営に係る等の改修、修繕を行いました。18、負担金補助及び交付金では、町社会福祉協議会補助金として、職員の給与として支出したほか、町民生委員児童委員協議会活動交付金などを支出しております。

1枚おめくりいただいて、98ページ、99ページをお願いいたします。備考欄の0204、地域福祉推進事業では、ふれあい相談員の報酬や避難行動要支援者の管理を広域化するため、システム導入の委託を行いました。

続きまして、0301、国民健康保険事業特別会計繰出金の内訳として、法定繰入基準に基づき繰り出した国保会計の職員の給与分等と、国保会計の出産育児一時金財政安定化支援事業分の法定繰入れ分の合計となります。

1枚おめくりいただいて、100ページ、101ページです。こちらの国民健康保険基盤安定制度繰出金は、低所得者に対して保険料の一定割合を補填する制度で、6,027万4,889円を繰り出しております。

続きまして0302、介護保険事業特別会計繰出金では、法定割合に基づき繰り出した人件費5名分の給与費等と事務費分、また介護給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業の12.5%、それ以外の包括的支援事業・任意事業の19.25%を町負担分として一般会計から支出しております。

続きまして06の価格高騰対応重点支援給付金に要する経費につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰による消費者の負担を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯である令和5年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯3万円及び7万円を延べ2,010世帯の方に給付し、また政府によるデフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を対象に、10万円を計176世帯に給付し、また同世帯及び住民税非課税世帯にいらっしゃる18歳以下の子供がいる場合、子供加算分として1人5万円を計92人の方に給付いたしました。

続きまして102、103ページをお願いいたします。目、老人福祉総務費でございます。主な支出でございますが、後期高齢者医療費の運営に関わるものでございます。備考欄を御覧ください。0101、一般事務経費でございます。18、負担金補助及び交付金の地域医療介護総合確保基金補助金においては、現在建設

中の地域に密着した介護事業者である小規模多機能型居宅介護施設の建設費と、開設にかかる経費を県補助として支出しております。

0103、後期高齢者医療運営事業、18、負担金補助及び交付金の中では、後期高齢者医療広域連合事務費負担金では、広域連合の運営費負担金で、人口割47.5%、被保険者割47.5%、均等割5%の割合で負担しているものです。次の後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金については、後期高齢者医療制度の公費負担の5割のうち、町負担分は全体の12分の1となっております。27、繰出金、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金は、低所得者の負担軽減に係るものとして、また後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般管理費、事務費等分として、それぞれ繰り出しているものです。

その下の0104、敬老会関係でございます。多年にわたり社会に貢献していただいた方々の長寿を祝うため、昨年9月16日に敬老会を開催いたしました。主なものとしては、敬老祝金で、256万円を232名の方に条例に基づき支給させていただきました。100歳を迎えられた3名の方については、誕生日に祝金と花束をお届けいたしました。

おめくりいただいて、104ページ、105ページです。0105、高齢者生きがい事業でございます。18、負担金補助及び交付金の松田町シルバー人材センター振興補助金として、理事長、事務局職員の人件費を支出いたしました。

02のシニア生きがい応援給付金に要する経費として、こちらは電力等の価格高騰による高齢者の生活への負担軽減を行うため、75歳以上の高齢者に2,134名に5,000円を給付いたしました。

続きまして、106、107ページをお願いいたします。目3、障害者福祉費でございます。主な支出としては、0102、重度障害者医療費をはじめとする障害者が地域で生活していく上で必要な障害福祉サービス扶助費となっております。

備考欄中段の0103、障害福祉サービス等給付事業として、受給者証の交付を受けた障害児・障害者を合わせて221の方が居宅介護、同行援護など18種類のサービスを利用されました。また、障害者自立支援医療費として15名、補装具給付については23の方が利用されました。節19、扶助費としては、障害福

祉サービス給付、補装具合わせて3億7,989万5,237円を支出いたしました。22、償還金利子及び割引料につきましては、令和4年度の実績が確定しましたので、国庫分の精算として返還金をお支払いしたものでございます。

続きまして、108ページ、109ページをお願いいたします。0104、地域生活支援事業として、18、負担金補助及び交付金において、町単独の事業として、障害者本人が地域での生活に必要な交通費や燃料費を助成しております。主に障害者施設通所者交通費助成、自動車燃料費助成、福祉タクシー利用助成、障害者バス定期券助成金、いわゆるまちなり福祉パスなど経費として支出しました。

0105、障害者機能訓練・社会参加支援・啓発事業、18、負担金補助及び交付金において、1市5町で運営しております利用者の創作・生産活動の機会を提供するために設置をしました地域活動支援センターや、利用者の総合相談窓口として設置をしております相談支援センターに係る経費を支出しております。

目の4、国民年金事務費でございます。こちらにつきましては、国民年金事務に関する事務経費で、各種申請の受付や事業業務を行っております。民生費の前半の説明は以上でございます。

子育て健康課長 続きまして、項2、児童福祉費でございます。目、児童福祉費では、乳幼児や児童を育成するために必要な助成や支援などの事業を行っております。

目1、児童福祉総務費でございます。主なものといたしまして、110ページ、111ページをお願いいたします。中段でございます。備考欄、0102、小児医療費助成事業ですが、この事業は高等学校修了前までの小児に係る医療費を助成いたしました。

0103、ひとり親家庭等医療費助成事業は、18歳までの児童がいるひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成しております。

0104、子育て支援センター・ファミリーサポート事業につきましては、子育て中の保護者の方の相談を受け、不安の軽減や解消につなげる子育て支援センター事業と、お子さんを預ける方と預かる方が会員となり、子育て中の方を支援するファミリーサポート事業となります。

112、113ページをお願いいたします。備考欄、0105、学童保育運営事業です

が、松田小学校、寄小学校で平日の放課後と土曜日、夏休み期間中に学童保育を開設するための経費を支出しております。

0108、ひとり親家庭等支援事業ですが、ひとり親家庭等に対し少しでも安心して子育てをしながら生活ができるよう、1世帯当たり3万円を61世帯分と、第2子以降1人につき1万円加算として34人分に対して支援金を支給いたしました。

0109、会計年度任用職員給与費は、児童相談員報酬として2名分、学童保育指導員報酬として27名分、事務補助員報酬2名分、学童保育事務職員報酬として1名分をそれぞれ支出しております。

114ページ、115ページをお願いいたします。上段でございます。感染症総合対策事業については、保育環境改善等事業補助金を保育園の存続、継続させるため、さくら保育園、なのはな保育園に対し、感染症対策用消耗品などの購入のための補助をいたしました。

0201、電力等価格高騰総合対策事業につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境の充実にすることを目的に、物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対して、松田町子育て世帯物価高騰対策特別給付金として、3歳から15歳の児童1人当たり1万円を881人分に対して支給しております。

0202、物価高騰対応重点支援事業ですが、物価高騰に直面し、その影響を受けている保育園を利用している保護者の生活の負担を少しでも軽減を図ることを目的といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1人当たり1万円を75人分、給食費相当分として給付しております。

次に、目2、児童措置費でございます。01、児童措置に要する経費ですが、児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して、扶助費や補助金の支援を行っております。主なものといたしまして、0101、保育所運営事業につきましては、保育所等への入所に関する経費で、町内の園児が通園する保育園に対して、運営費として支払う扶助費となります。この財源は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合となっております。

0103、児童手当事業につきましては、中学校卒業までの児童を養育している方に対して児童手当を支給しております。財源といたしましては、国3分の2、県6分の1、町6分の1となっております。

116、117ページをお願いいたします。0106、電力等価格高騰総合対策事業につきましては、松田さくら保育園、サンライズキッズなのはな保育園に対して、電気代の高騰の影響を受け、保護者の負担を増やすことなく保育環境を整えるための電気代の補助や、食料品等の物価高騰に伴い、食育の場である給食費に対する補助として、保育施設物価高騰対策支援事業補助金、それと保育施設食育支援事業補助金を支出したものでございます。

0201、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、国の事業として昨年に引き続きまして低所得のひとり親世帯や住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象としまして、32世帯、63名分に対して児童1人当たり5万円分を給付いたしました。

次に、項3、災害救助費、目1、臨時災害救助費でございます。116ページ、117ページからですね、118、119ページにわたります。災害時における被災者への災害救助費といたしまして予算計上されているものですが、令和5年度につきましては支出はありませんでした。

次に、款4、衛生費、項1、保健衛生費でございます。項1、保健衛生費は、町民の健康増進及び母子保健の助成や支援に関する事業や、風疹、インフルエンザなどを含めた感染症予防対策に関する事業でございます。

主なものですが、目1、保健衛生総務費でございます。118、119ページ、中段をお願いいたします。0101、職員給与費でございますが、職員の給与及び職員手当等を支出いたしました。

0201、一般事務経費では、保健事業に係る足柄上医師会ほか各種団体への負担金及び保健事業の消耗品等にかかる経費を支出いたしました。

120、121ページをお願いいたします。中段より少し下になります。0301、寄簡易水道事業特別会計繰出金は、一般会計より寄簡易水道事業特別会計への繰出金を支出したものでございます。

続いて0402、会計年度任用職員給与費でございます。健康福祉センター内の未病センター利用者相談対応職員の人件費として、支出したものでございます。

目2、予防費でございます。主なものですが、下段にあります0101、母子保健事業では、恐れ入ります、122ページ、123ページをお願いいたします。3か月、1歳半、2歳児歯科、3歳児健診での医師、看護師、栄養士、保健師などへ、上段にあります健康診査事業報償費や、中段にあります委託料の妊産婦健康診査委託料、また扶助費として産後ケア応援助成金などの支出をしたものでございます。

0102、感染症予防事業では、予防接種法に基づいた感染症予防のための定期予防接種等の事業といたしまして、個別予防接種委託料、扶助費の小児インフルエンザ費用助成及び大人の带状疱疹ワクチン接種助成の任意予防接種費助成金などが主なものとして支出しております。

また、123ページ、最下段でございます。0103、健康増進事業では、恐れ入ります、124、125ページをお願いいたします。健康増進法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談、がん検診などの事業にかかる経費といたしまして、中段にございます委託料の健康教育事業委託料、がん集団検診委託料、がん施設検診委託料などが主なものとして支出をしたものでございます。

また、0105、後期高齢者保健事業では、高齢者の医療を確保する法律に基づいた75歳以上の高齢者を対象とした健康診査事業、保健指導事業、健診受診率向上事業にかかる経費といたしまして、高齢者健康診査委託料などの事業に対して支出しております。

下段の0106、出産・子育て応援事業では、126、127ページをお願いいたします。妊婦さん、子育て家族が安心して出産、子育てができる環境の充実を図るため、国事業といたしまして出産・子育て応援給付金としまして、妊婦さん1人当たり5万円を33人分、また新生児1人当たり5万円を42人分支給いたしました。また町事業といたしましては、子育て支援給付金といたしまして、1歳児と2歳児へ1人当たり3万円を97人、また松田すこやか祝金といたしまして、新生児1人当たり5万円を45人分に支給いたしました。

0107、会計年度任用職員給与費は、子育て包括支援センター内の母子保健コーディネーターの人件費を支出したものでございます。

0201、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業は、ワクチン接種を実施するためにワクチンシステム改修費負担金や、接種券の発送にかかる費用を支出いたしました。

0202、新型コロナワクチン接種事業は、ワクチン接種を実施するための新型コロナウイルスワクチン接種委託料などの支出をしたものでございます。説明は以上でございます。

環境上下水道課長 目3、環境対策費でございます。128、129ページをお願いします。0103、環境美化推進事業の環境美化推進委員報酬につきましては、環境美化パトロール、ごみ集積所のパトロール、地域要望の取りまとめなどをお願いしているものでございます。

0104、鳥獣防除対策事業につきましては、有害鳥獣の被害対策を目的とした捕獲、駆除活動、ヤマビル対策及びジビエ処理加工施設に係る経費でございます。主な支出としましては、次ページの130、131ページをお願いします。有害獣駆除報奨金でございます。また、中段18、負担金補助及び交付金の有害獣防止柵設置材料費補助金は、金網柵や電気柵など防止柵設置に対する補助金でございます。

0105、小田原市斎場事務等に要する経費につきましては、斎場の事務経費に係る委託及び火葬炉の改修に係る負担金でございます。

0106、再生可能エネルギー利用促進事業につきましては、スマートハウス整備促進事業費補助金は、太陽光発電システムやヒートポンプ式給湯機など省エネ機器設置経費に対する補助金でございます。電気自動車等購入費補助金は、電気自動車の購入かつ災害時協力制度への登録をいただいた方への補助金26件分でございます。

0108、河川・水路自然浄化対策推進事業の水源環境保全・再生事業調査委託料につきましては、生態系に配慮した河川や水路の整備及び効果に検証に係る事業で、県の水源環境保全補助金を活用した寄の河土川下流部の事前調査等の

計画策定を行ったものでございます。

続きまして、項2、清掃費でございます。132、133ページをお願いします。
目1、塵芥処理費のうち、18、負担金補助及び交付金の足柄東部清掃組合負担金につきましては、廃棄物の共同処理を行うため、中井、大井、松田の3町で構成する足柄東部清掃組合の運営や廃棄物処理の費用に係る負担金でございます。足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金につきましては、足柄上地区1市5町の廃棄物処理広域化に向けた検討及び調整に係る事務局職員の人件費及び事務費、委託料等に関する負担金でございます。

0103、ごみ減量推進事業の消耗品につきましては、循環型社会形成に向けて廃棄物の減量化及び再資源化を図るため、町民へ配布した家庭用コンポスト及びペットボトル圧縮機等の購入に係る経費が含まれております。

0104、廃棄物収集運搬委託事業の廃棄物収集運搬委託料につきましては、町内で排出された燃やすごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの収集・運搬に係る委託費用でございます。

続きまして、目2、し尿処理費でございます。134、135ページをお願いします。12、委託料のし尿処理委託料につきましては、汲み取り111個分に係る収集運搬委託料でございます。18、負担金補助及び交付金のうち、合併処理浄化槽整備費補助金につきましては、河川等の水質向上を図るため、寄地区における単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した方に対する費用の補助でございます。足柄上衛生組合負担金につきましては、足柄上地区1市5町で構成する組合の運営及びし尿処理に係る負担金でございます。以上です。

観光経済課長 次に、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費でございます。農業委員会における農地法に基づく許認可等に関する事務及び農地等の利用の最適化に関する活動のための経費でございます。主な支出につきましては、0101、報償。農業委員会8名分の報酬でございます。

次のページ、136、137ページをお願いします。目2、農業総務費でございます。観光推進係と商工農林係の職員7名分の人件費でございます。

同じページの中段、目3、農業振興費でございます。0101、一般事務経費の主な支出としましては、12、委託料、農業振興地域整備計画変更業務委託料につきましては、現計画は平成29年度に計画策定をしたものでございます。令和4、5年度につきましては、農家意向調査や農用地利用計画（案）を策定いたしました。今後、県との調整等を経て公告、縦覧等を行い、策定が完了する予定でございます。

138、139ページをお願いいたします。0104、感染症総合対策事業につきましては、18、負担金補助及び交付金、農業経営収入保険加入促進補助金は、コロナ禍による農業収入の減少等に備えるため、農業者が収入保険への加入を支援したものでございます。6件分でございます。

それより少し下、0106、電力等価格高騰総合対策事業につきましては、農業経営者物価高騰緊急支援金として、肥料高騰などで負担となる農業者の営農意欲を継続させるため、支援したものでございます。町内に住所を有し、農産物を生産、販売し、税務申告をしている農業者へ支援金を39件分支給いたしました。

続きまして、同じページの下段、目4、自然休養村管理費になります。次のページ、140、141ページをお願いします。自然休養村管理費の主な支出につきましては、共通して施設用地の借地料でございます。そうした中で、例年と違う支出としましては、中段の0104、みやま運動広場管理経費のうち、最下段、同じページの下段の14、工事請負費では、宇津茂管理休憩施設改修工事を実施いたしました。

次のページ、142、143ページをお願いいたします。中段より少し上、0301、県西地域活性化プロジェクト推進事業は、地方創生推進交付金を活用しまして、古民家「やえか」にて体験型の観光イベントを7回開催するなど、観光農業の推進と地域の活性化を図りました。

次に、同じページの中段から少し下、目1、林業振興費になります。01、林業振興に要する経費といたしましては、0101、一般事務経費でございます。令和元年度から森林環境譲与税が自治体に配分され、基金管理上、歳入された譲

与額533万8,000円の全額を基金積立金として処理をしております。

次に、同じページの目2、林道費でございます。0101、施設管理経費では、12、委託料で、町が管理する最明寺林道ほか合計3つの林道につきまして、のり面草刈り委託料を年2回実施、及び林道等側溝委託料を年1回実施したものでございます。

続きまして、144、145ページをお願いします。款、商工費、項、商工費、目、商工総務費でございます。商工に携わる職員2名分の人件費でございます。

次は、中段の目2、商工振興費でございます。次のページ、146、147ページをお願いいたします。中段の0106、感染症総合対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ的確に取り組むため、多岐にわたる支援策を実施してまいりました。18、負担金補助及び交付金の経営安定緊急融資利子補助金は、コロナ禍で経営状況が悪化する町内事業者の経営安定を図るため、令和2年度に創設した町独自の制度融資を実施したもので、金融面で支援をいたしました。

その下の感染症対策商工振興商品券発行事業補助金は、商工振興及び生活者支援の両面による物価高騰対策を目的に、地域経済の底上げと好循環を促すため、商工振興会が実施するプレミアム付商工振興商品券の発行を支援したもので、プレミアム率30%、販売総額3,500万円、発行総額4,550万円を実施させていただきました。

同じページの中段から少し下、0107、買物環境向上事業につきましては、社会の変化で大きく変容した松田町の買物環境の中、あらゆる世代が安心して生活できるよう、将来的な町内における買物の利便性を向上させる取組について協議することを目的に設置したもので、町内の買物の利便性の向上のため、既存・新規の取組を検討し、協議会からの提言を頂きました。

続きまして、同じページの最下段、項、観光費、目、観光振興費でございます。次のページ、148、149ページをお願いします。中段の0102、観光宣伝事業費の主な支出としましては、18、負担金補助及び交付金の町観光協会補助金や、合同花火大会負担金でございます。

次のページ、150、151ページをお願いいたします。中段から少し下の0107、電力等価格高騰総合対策事業につきましては、観光拠点施設電力等価格高騰対策支援給付金といたしまして、エネルギー価格の高騰や原材料費の高騰による経営の影響を受けている観光拠点施設運営事業者に対しまして、必要な緊急特別措置としまして、松田町観光拠点施設電力等価格高騰対策支援給付金制度を創設しまして、1事業者に対して5万円の給付を10事業者に給付いたしました。

その下の0108、物価高騰対応重点支援事業につきましては、観光事業者物価高騰対策支援給付金としまして、電力等価格高騰により経済的に苦慮している宿泊事業者を支援するとともに、町内の観光消費を促進するため、町内の宿泊利用の値引きを行ったものでございます。民宿など3件でございました。

続きまして、同じページの最下段、目2、公園管理費でございます。次のページを御覧ください。主なものは、12、委託料の公園清掃委託料、こちらにつきましては3自治会、茶屋、沢尻、湯の沢とシルバー人材センターへの委託になります。

続きまして、中段の0102、西平畑公園管理費の主な支出としましては、12、委託料の駐車場管理、公園のり面の草刈り、ふるさと鉄道運行など、3か月分を実施しております。7月からは指定管理者の指定をお認めいただきましたので、指定管理者での管理運営となっております。

同じページ、下段の0103、ハーブガーデン管理費での主な経費は、154、155ページをお願いいたします。中段の13、使用料及び賃借料、施設用地借地料は、主もので、ハーブ園3,667平米を3名の地権者から借地しております。

同じページの下段、0104、子どもの館管理運営費や、次のページをお願いいたします。156、157ページの上段、0105、自然館管理運営費、また中段の0106、最明寺史跡公園管理費でのそれぞれの事業については、施設管理及び運営をしていく上での委託料や報償などの費用を支出しております。

次のページ、158、189ページをお開きください。最上段の0201、児童遊園地管理経費につきましては、9か所の児童遊園地に係る維持管理経費でございます。主なものは、遊具の保守点検7か所になります。説明は以上になります。

まちづくり課長　それでは続けさせていただきます。ページは同じでございます。款7、土木費でございます。項1、土木管理費、目1、土木総務費です。備考欄にて説明をさせていただきます。01、職員人件費に要する経費といたしましては、職員9名分の給料、職員手当を支出しております。

02、土木総務全般に要する経費につきましては、主な支出といたしまして、0201、一般事務経費は新東名高速道路事業対策委員会の委員報酬をはじめ、おめくりいただきまして、161ページでございます。町道の維持管理台帳であります道路台帳補正業務委託、これは隔年で実施しております。また、国道246号バイパスの建設促進協議会などの負担金を支出しております。

続いて、0203、地籍調査事業といたしましては、節12、委託料にて実施しましたのは、河内地区と中丸地区におきまして調査、閲覧、認証等を実施してございます。

続いて項の2、道路橋梁費につきましては、目の1、道路橋梁総務費でございます。備考欄、0101、一般事務経費でありますけれども、163ページをお願いいたします。主なものといたしまして、節10、需用費、光熱水費では、道路照明灯約230灯分の電気料等を支出しております。18、負担金補助及び交付金につきましては、十文字橋道路照明灯電気料等負担金、これは協定により開成町と持ち回りで管理をしておりますけれども、開成町へ2分の1の負担をしております。

続いて目の2、道路維持費となります。備考欄、01、道路維持に要する経費、0101、一般事務経費の主な支出でございますが、節10、需用費、修繕料で表土の小規模補修として実施箇所、15件でございます。主に側溝や安全施設の保守等を実施してございます。12、委託料におきましては、毎年度町道の緑地清掃やのり面の草刈り、地元の自治会の皆様やシルバー人材センター等へ委託をしてございます。

続きまして、0102、道路補修事業、節14、工事請負費といたしましては、ここは生活道路補修工事から、さっといつてですね、町道の路面標示設置までの5事業につきましては、道路の舗装補修、側溝の補修、安全施設設置など、箇

所数にいたしまして27件となっております。以降は箇所、道路箇所等の明示をしております4工事につきましては、舗装の関連、側溝・路肩の補修等を実施してございます。

続いて目の3、道路新設改良費となります。おめくりいただきまして、165ページとなります。備考欄、0102、道路新設改良整備事業といたしまして、節12、委託料、道路用地登記書類作成業務委託料として、改良工事、狭隘道路の整備、開発道路の帰属など5件分の支出をしてございます。また、町道19号線町屋踏切改良工事委託については、踏切内の電気通信設備の移設等を実施する内容のため、JR東海さんにて施工した費用を委託料として支出をしておりません。

その下、町道16号線道路設計委託につきましては、川音川左岸の堤防道路の下流側の狭小区間の拡幅改良を検討しております。

14節、工事請負費では、町道10-1号線、これは谷戸地区になります。また、町道19号線、先ほど申し上げた町屋踏切の前後の部分ですね。また、町道15号線、こちらは県道72号から上病院につながっていく町道でございます。の拡幅改良や、交差点改良を実施しまして、通行の安全性を確保いたしております。

その下、18節、負担金補助及び交付金は、先ほどの町道10-1号線改良工事に伴う電柱等移設負担金となっております。

目の4です。橋梁維持費、備考欄でございます。0102、橋梁長寿命化事業につきましては、最下段のほうに12節、委託料です。東名高速道路の上にかかっている西山橋など9橋の橋梁点検を実施いたしました。5年に一度の法定でございます。

続きまして、項の3、河川費、目の1、河川総務費となります。14節、工事請負費におきまして、2件の環境整備工事を実施してございます。

項の4、都市計画費、目の1、都市計画総務費です。主なものといたしましては、おめくりいただきまして、167ページをお願いいたします。0101、一般事務経費の12節、委託料では、8回目を迎える市街化区域と調整区域ですね、ここを区分する線引きの見直し、また神山地域の用途地域の見直しに係る図書

作成業務を実施しております。

0103、新松田駅周辺整備推進事業につきましては、12節、委託料で、再開発事業支援及び設計業務委託では、昨年3月に設立されました準備組合にですね、各種調査、検討、これを支援いたしまして、成果としては本年3月に事業協力者が決定をしておるところです。また、広域交通の結節点でございます駅前広場につきましては、警察との必要な所要の協議等を実施しておるものであります。

その下、24節、積立金でございます。新松田駅周辺整備基金を積み立て、令和5年度末には5億5,855万円余りを積み立てと、総額として見込んでおります。

目の2、都市整備事業費につきましては、0101、新松田駅南口駅前広場整備事業となります。こちらにつきましては、今後も地権者様と鋭意交渉を継続してまいります。

目の3、都市排水路費でございます。節の10、需用費にて6件の水路補修を、また14、工事請負費では神山の柳田地内というところで都市排水路の改良を実施いたしました。

目の4、下水道費です。下水道事業特別会計への繰り出しでございます。下水道債の元利償還金等に繰り出しをしております。

項の5、住宅費、目の1、住宅建設費、0101、住宅整備事業建設経費でございますが、おめくりいただきまして、169ページです。16節、公有財産購入費につきましては、家屋購入費は町屋及び河内地区の町営住宅の建設工事費の割賦分でございます。24、積立金につきましては町営住宅基金積立金として支出しております。以上です。

安全防災担当室長 款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費。備考欄の①です。0101、一般事務経費、18の負担金補助及び交付金は、小田原消防へ負担金を支出しています。

目2、非常備消防費です。0101、消防団運営事業の1、報酬、125名の消防団員に報酬を支払っています。7、報償費、最後の消防団退職報償金は5名の

方に支払っております。

次のページを御覧ください。目、消防施設費です。備考を御覧ください。0101、施設管理経費、10、需用費。こちらのほうは消防ホースや分団詰所の光熱費を支払っております。

0103、消防水利整備事業、18、負担金補助及び交付金。こちらのほうは町内175か所の消火栓の点検を行っております。

0201、消防施設整備事業、14、こちらのほうは第2水防倉庫の長寿命化を行いました。

目、災害対策費です。0102、施設管理経費、次のページを御覧ください。14、工事請負費の中で、町屋防災倉庫の外構工事を行いました。

0104、防災資機材等整備事業、10、需用費、消耗品費。こちらのほうで非常食、飲料水などを購入しております。17、備品購入費では、20台の発電機を購入しました。

0105、防災無線管理事業の12、委託料では、防災行政無線の保守、こちらのほうを実施しております。13、使用料及び賃借料の真ん中ですね。携帯無線システム賃借料では、地域振興無線の82台のレンタル、賃借料を支払っています。以上です。

教 育 課 長 それでは、款の9、教育費、同ページ172、173ページになります。教育委員会費として、教育委員の報酬や協議会の負担金を支出しております。

1ページおめくりいただきまして、174、175ページをお願いいたします。事務局費ですが、01、職員人件費に要する経費を支出しております。内訳といたしまして、幼稚園教諭を含む、職員人件費として給与のほうから職員手当等を支出をしました。

176、177ページをお願いいたします。0103、会計年度任用職員給与費として、外国語指導助手いわゆるALTや町の運転手の人件費などを支出しました。ALTは中学校、小学校、幼稚園に派遣をし、英語教育や英語に慣れ親しむ機会を提供しております。

中段になります。02、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費では、学校運

営に係る各経費のほか、17、備品購入費で、松田小学校児童用に松田産の木材を使った学習機の購入をいたしました。

1枚おめくりいただきまして、178、179ページになります。18、負担金補助及び交付金では、給食費保護者負担軽減措置補助金として、小・中学生には1人当たり月額950円を、幼稚園児には200円を引き続き補助いたしました。19、扶助費でございます。施設等利用給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行していない私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、一定の補助限度額を設け、交付をいたしました。

その下、私立幼稚園等教育給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行した私立幼稚園に対し、認定こども園の保育料を交付いたしました。その下、副食費の実費徴収に係る補足給付費につきましては、町内在住で未移行幼稚園通園児の保護者に対し、給食費の主食費以外の食材費、いわゆるおかずにかかる費用を補助いたしました。

1枚おめくりいただきまして、180、181ページをお願いいたします。0206、適応指導教室事業では、登校が困難な児童・生徒の居場所づくりのための経費を支出し、河内町営住宅内に教育支援センター、通称「ほほえみ教室」を設置いたしまして、不登校と言われる子供たちのために支援を継続しております。

その下、0207、英語教育推進事業では、12、委託料として、外国語指導助手派遣支援委託料を支出し、18、負担金補助及び交付金では、英語検定試験への動機づけの一助として、英語検定に係る費用の助成をいたしました。

0209、教育施設整備事業では、基金への積み立てをし、年度末の残高は差引で8,597万7,109円となっております。

その下、0210、教育施設電算管理経費では、小・中学校で利用する校務支援システムなどの保守委託に要する経費や、次ページにまたがります、お願いいたします。182、183ページの上段でございます。0211、学校ICT推進事業におきまして、ICT活用促進事業委託として、ICT支援員を各学校に派遣し、ICT教育を推進しております。

0215、中段より下になります、0215、会計年度任用職員給与費では、令和5

年より雇用したALTが在留資格の関係で4月はパートタイムの勤務となりましたので、報酬で支出をいたしましたものでございます。

0218、物価高騰支援事業では、従来より実施してきました幼稚園200円、小・中学校950円の補助に加え、国の交付金を活用し、令和6年の1月より3月までの給食費の保護者負担分の物価高騰対策として、全額を補助いたしました。

続きまして184、185ページ、項の2、小学校費、目1、寄小学校費をお願いいたします。主に学校の管理運営に関する経費を支出しております。プール管理などの施設の維持管理経費や、会計年度任用職員の雇用に関する経費、給食の提供に関する経費などを計上しております…支出しております。

すみません、少し飛びますが、188、189ページをお願いいたします。最下段、目の2、松田小学校費でございます。寄小学校同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費を計上しております。

192、193ページをお願いいたします。中段になります。学校建設の最終段階といたしまして、0106、施設整備事業6,403万2,000円、工事請負費にて太陽光発電システムの増設をいたしました。

194、195ページをお願いいたします。中段となります。項の3、中学校費、目の1、松田中学校費でございます。小学校同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費、またスクールバスの運行に関する経費のほか、大規模改修工事の第1期分を実施いたしました。

少し飛びます。200ページ、201ページをお願いいたします。中段でございます、04、松田中学校整備に要する経費でございます。2か年計画で大規模改修工事を実施しており、令和5年度は屋上防水工事、エアコン増設、サッシの交換などを実施いたしました。

続きまして項の4、幼稚園費、目1、松田幼稚園費でございます。小・中学校同様に、管理的・義務的経費の支出を行うほか、預かり保育に関する経費、

また給食提供に要する経費を支出しております。

1枚おめくりいただきまして、202、203ページをお願いいたします。最下段になります。0104、施設整備事業、委託料におきまして、園舎改修設計委託を支出いたしまして、設計が終了し、令和6年度に改修工事を繰越予算を使いまして実施をしているところでございます。

続きまして、204、205ページをお願いいたします。目の1、寄幼稚園費でございます。松田幼稚園と同じく、管理的・義務的経費の支出を行いました。

続きまして、206、207ページをお願いいたします。項の5、社会教育費、目の1、社会教育総務費です。備考欄のほうをお願いいたします。01、社会教育事務全般に要する経費では、社会教育委員の報酬のほか、18、負担金補助及び交付金におきまして、小・中・高生を対象に文化・芸術・スポーツ等各分野において活躍することが期待される生徒の支援のため、未来トップランナー育成応援助成金を、また町内の小学生が所属するスポーツ団体・文化団体を対象に、育成及び振興を目的といたしまして、スーパーキッズ育成団体助成金を支出し、未来を担う人材育成支援に取り組んでまいりました。

0102、放課後子ども教室事業では、国・県補助金を活用いたしまして、ボランティアの方の協力のもと、放課後に小学校の子供たちに安全・安心な活動拠点いわゆる居場所を設け、学習活動やレクリエーションなどを行い、子供の居場所づくりを推進をいたしました。

続きまして、1枚おめくりください。208、209ページをお願いいたします。一番上でございます。0103、地域学校協働活動推進事業、いわゆる寺子屋まつだでございます。地域の方の御協力によりまして、子供の居場所づくりとして土曜、日曜、また休日に様々なプログラムを実施し、子供たちにとってより豊かな体験や学習活動ができるような支援をいたしました。町としては今後も様々な機会を捉え、不足しがちな子供たちの活動の場や居場所づくりを推進してまいります。

続きまして、目02、青少年教育費でございます。令和5年度は4年ぶりに中学校の交流洋上体験研修を実施いたしました。また、青少年指導員に協力をい

ただきまして、青少年ジュニアキャンプを愛川ふれあいの村にて実施をいたしました。

1枚おめくりいただきまして、210、211ページをお願いいたします。目の3、図書館費になります。図書館の運営及び維持管理に必要なシステムの使用料や、受付事務に従事していただく人件費などの経費を支出をいたしました。

続きまして同ページ、下の目の4、文化財費でございます。文化財保護委員の報酬のほか、民俗芸能伝承教室の開催経費や、寄祭り囃子保存会、大名行列保存会などの補助金の経費を支出したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、212、213ページをお願いいたします。目の5、生涯学習センター管理費でございます。事務機器の使用料など、窓口事務に関わる一般事務経費と施設の維持管理経費として、光熱水費といたしまして0102、施設管理経費といたしまして光熱水費の支出や、また法定の設備機器点検委託が主な支出でございます。

214、215ページをお願いいたします。項の6、保健体育費、目の1、保健体育総務費でございます。0102、スポーツ推進事業といたしまして、スポーツ推進委員の報酬のほか、町民スポーツ大会の開催委託や、スポーツ協会の補助金を支出したほか、1枚おめくりいただき、216、217ページ、中段でございます。0103、スポーツツーリズム推進事業といたしまして、スポーツツーリズムの推進のためにスポーツを通じた合宿誘致、町への来訪者の増加、移住関心層に向けた新たな魅力の発信やスポーツを通じた当町の魅力やライフスタイルを町内外に発信するイベント企画を実施し、町が持つ地域資源の活用、拡大を目指した事業を実施をいたしました。

02、体育施設管理に関する、要する経費といたしまして、酒匂川町民親水広場等の維持管理を実施しました。教育につきましては以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、款、項、公債費でございます。目の元金につきましては、218ページ、19ページにわたりますので、よろしく申し上げます。こちらにつきましてはですね、138本ですね、138本のものでございます。そして利子につきましては、167本によるものでございます。令和4年度につきましては、元金のほ

うが124本、利子のほうが163本でございました。

予備費につきましては、充用といたしまして160万4,047円を充用したところでございます。

続きまして、ページ数が飛びまして、403ページになります。特別会計後の403ページからになります。こちらからは、財産に関する調書を添付させていただいております。公有財産といたしまして、行政財産をはじめですね、普通財産、またですね、山林や原野における財産を添付をさせていただいております。

なおですね、420ページにつきましては物品についての財産を添付しております。

そして422ページになります。有価証券や基金についての資料となります。

そして425ページからは、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書を添付させていただいております。

そして、433ページからですが、まず434ページと5ページにおきましては、全会計のですね、決算の状況、こちらは令和4年度と5年度の比較を含めて掲載をさせていただいているものでございます。

そして436ページにつきましては、歳入歳出という形で、同じく4年度、5年度の歳入と歳出の決算別の款別のですね、決算状況を添付させていただいております。

そして438ページ、439ページにおきましては、町税の徴収実績でございます。そして440ページ、441ページにつきましては、交付税の計算の指標になってございます。基準財政需要額をはじめですね、収入額の差引きで今回調整額がございましたので、440ページの下のほうにですね、記載をさせていただいているところでございます。

そして442ページから445ページにつきましては、款別のですね、性質別の歳出の内訳を添付させていただいております。

そして446ページ、447ページにつきましては、一般会計における人件費に関する調べということになります。

448ページ、449ページ、450ページ、451ページまでにつきましては、普通建設事業の状況ということになります。

そして453ページには補助団体補助金等一覧表を添付させていただいております。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑は款・項を中心に、大きな項目でお願いいたします。それでは質疑のある方は挙手をお願いいたします。

8 番 田 代 私の決算の質問については、支出額に対しどのような成果があったか、また、監査委員からの令和4年度決算時の指摘事項について、5年度はどのような対応をされたのか、令和4年の決算時の指摘事項について、5年度はどのように対応されたのか。あと、今回の決算後に令和7年度以降に対応すべきもの、これらの3点の視点によって、一問一答方式で、投資額の多い順に3件の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず1点目です。松田小学校整備事業につきましては、新校舎建設のため、総額30億円以上を投資し、さらに令和5年度には太陽光発電設備工事によりハード事業が完了しました。教育施設では、松田町始まって以来の莫大な投資額です。そして、新校舎完了から3年目を迎えました。そこで教育長に投資に対するソフト面の成果についてお伺ひします。具体的には、児童に関すること、教職員に関すること、保護者や近隣住民に関すること、このような中では、全てではなくても結構なので、教育長の立場で、まだ赴任されて短い期間なんですけれども、感じられたこと、特にソフト面でどういうふうなよいのか、または悪い点があるのか、よろしくお願ひします。

教 育 長 まずはですね、議員の皆様におかれましては、予算をお認めいただきまして、太陽光につきましてはですね、令和5年度に松田小学校校舎が完成をしたということで、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

今、田代議員のほうから壮大な御質問がありましたけれども、私がまず思うのは、子供はうれしかっただろうなというふうに思います。新しい、できたばかりの校舎、それから真新しい教室、それから使い勝手のいい施設、そんな

ところで勉強ができる、あるいはそこで友達と活動ができるという、まずわくわく感が子供はあつたらうなというふうに感じています。それを通してですね、そのわくわく感を通して、他の学習意欲が高まったりとか、あるいは友達同士で仲よくやっついこうとかいって、制作意欲が高まったりとか、そんなような効果があつたのではないかなというふうに推察はしてございます。職員はですね、例えば同じようにですね、こういう職場で働けるということで、きっとですね、子供たちに学力を高めていこうと、そんな気持ちも高まっていったのではないのかなと、そんなふうに感じております。

子供たちの心の面をお話しさせていただきますとですね、きっとですね、物を大切にすることとか、あるいは奉仕をする気持ち、そんな気持ちというのはこの校舎を新しくしたことによって高まっていったのかなと思いますし、それに伴ってですね、昨日南雲議員がユマニチュードという御質問をされました。私が考えるには、ユマニチュードというのは、あなたのことを大切に思っていますよという気持ちを相手に伝えることではないかなというふうに思うんですけども、物を大切にすると同時に、人を大切にしていこう。友達同士、温かい気持ちで接していくと、そんな気持ちですね、木造校舎あるいはきれいな校舎、やわらかい校舎から人の温かみとか優しさとか、そういうものが育ってきているのではないのかなと、そんなふうに私は感じてきております。

まだ着任して5か月でございますので、昨年度お話をさせていただきますとですね、私は4年間、教育指導員ということで、足柄上、南、小・中学校ですね、昨年度で言いますと100回を多分超えていたというふうに思います。100回以上ですね、いろいろな学校に訪問させていただきました。訪問させていただいた後にですね、校長室に寄らせていただきまして、そのときの子供の様子とかを校長先生のほうにお話をさせていただきました。そんな中でですね、昨年度も松田小学校には10回ほどですね、七、八回は行っているというふうに思います。その後ですね、校長室に寄りまして、校長さんにいつもお話しさせていただいたのはですね、松田小学校の子供たち、挨拶よくできるねと言ったりですね、あるいは自分の意見をですね、堂々と話せるねということですね、

校長先生にはお伝えさせていただきました。それがですね、果たして校舎を新しくしたことによる効果か、そのすみ分けは非常に難しいです。今まで培ってきたことが成果となって現れてきたのか、それとも校舎を新しくしたことによってそういう成果が現れたのかということは分かりませんが、少なくともそういう子供たちが育ってきているということは、私は言えるんじゃないかなというふうに感じています。

来年度以降ですね、昨日もお話しさせていただきましたけれども、コミュニティ・スクールを導入をさせていただいた。そうした中でですね、地域の方々の力も借りながら、より子供たちの豊かな、子供たちに豊かな心を育てていきたい。そんなふうに教育長としても思っておりますし、地域の方々と協力して、地域にある学校をつくっていききたいなど、そんなふうに考えております。

8 番 田 代 教育長、丁寧な御回答ありがとうございます。行政のほうとしては、ここの工事で全て太陽光発電が終わりました。これから教育長をはじめ先生方の力が一番必要だと思います。幼児教育の大半を小学校での生活が担っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、2点目に入らせていただきます。決算書でお願いしたいと思えます。165ページを開いてください。ここの上段です。道路新設改良整備事業、委託料、町道19号線町屋踏切改良工事委託料5,263万5,924円、これはJRに選別機の改良を委託したものとのことです。次に工事請負費、3つ目の町道19号線町屋踏切改良工事2,878万5,900円、合計で8,142万1,824円です。それで、4年度、その前の年なんですけど、踏切改良の事前工事として町道15号線道路改良工事、踏切手前ののり面の石積み工事だと思います。これについては909万4,800円、この関連工事で総額は9,051万6,624円になります。1億に近い投資額ではありますが、個人的には狭くて勾配がある踏切は危険な箇所でした。それがこの完成によって安心・安全を確保できる工事と認識しております。

そこで、まちづくり課長に伺います。この踏切改良工事の具体の成果、これはどのようなものがあつたのでしょうか。よろしく願いします。

まちづくり課長 御質問にお答えをさせていただきます。まず、町道19号線でございますが、

神山地区と町屋地区を結ぶ、東西に結ぶ形の主要な町道でございます。ここの課題は、先ほどもおっしゃっていただきましたが、やはりこの、そうですね、255とインター前を中心にですね、渋滞を解消するのですよね、バイパス的に、特に朝夕、こういったときに通勤とかのラッシュが多うございました。そういった中で、ここの道路をですね、お子様を、通学路として利用されている。その中で、踏切のところの幅員が従来3.5メートル、一番狭いところ、そういう場所もございました。今回の拡幅改良で、この幅を5.5メートルまで広げております。また、前後の町道ですね、そのボトルネックになった踏切以外のところも、当然しっかりすりつける形で今回改良を実施させていただいておるところです。今回の効果ということで、一番大きく言えばですね、やはりそれだけの通行量、タイミングとしてお互いに見合っただけで、なかなか入れない。もしくは間違えて一緒に入ってしまっただけで、お見合いになる。そんなところに子供がいる。雨の日はもっと厳しい。こういった状況をですね、しっかり解消できたのかなというふうに考えております。今日、現地視察のほうでも見ていただけたということで、そういう視点で見ただけであればと考えております。

8 番 田 代 特に児童・子供、この安全対策、これは私も何よりだと思います。あとはやはり本当に今、車が多くなっていて、すれ違いが大変で、女性のドライバーも多くなっているのです、この改良工事は非常に成果があったと、そのように私も感じています。

あと、関連で、副町長にお尋ねします。道路行政についてはこの中で一番熟知されているということで、松田町の場合、やはり道が狭いのでね、意思はあるけど住むの嫌だ、開成町に私、住むって外に出ちゃった人がいるんですよ。今のこの町屋踏切、このようなことは少しずつ改良していけば、まだまだ人口が増える要素があるので、そこで副町長、この数年来に、ぜひ副町長としてはこういった改良したいという思いが、そういう場所がありましたら、ひとつ御教示いただきたいと思っております。お願いします。

副 町 長 私の考えでもよろしいということでございます。今、田代議員おっしゃった

ようにですね、非常に私もですね、道路が狭い、またちょっと歩く、歩行者としてですね、ちょっと危険であるといったところがですね、耳に届いております。私もですね、長年道路行政をしておりましてですね、やはり古くからの町並みということで、なかなかですね、当時からですね、土地の買収というところの一つのネックになっていたところもございます。そこでやはり私としてはですね、町道というところにつきましては、生活道路という位置づけは持っておりますので、やはり歩行者の安全というところをまず第一に考えていくべきかなと。それにはやはり車両と歩行者の分離というのがですね、一番安全な方策かと思えますけども、なかなかその大々的にできていくかという、非常に難しいところもございます。

その中でですね、私も今までやってきたところも、ここだということじゃなくて、もう本当に全ての道路をですね、やっていきたいというところもございますけども、今まで自分がやってきた中でですね、いま一度見直してみたいなというのが、足柄上病院に行く町道5号線ですか。やはり新松田駅、また南口がですね、整備されることによって、あの病院という一つの核になっていくところ、ここについて今、たしか1メートル50の歩道だったと思いますが、この歩道をですね、もう少し広げてみたいなというところは思っております。それとやはり小学校、中学校、この周りについてはですね、やはり歩道整備をしていきたいなと。特に松田中学校は南口からぐるっと回って県道に出る、ちょっと個人の店名を出して申し訳ないんですけども、シモネさんに向かう町道2号線ですね、この辺の歩道整備、また小学校については、ロマンス通りも含めましてですね、小学校周りの交通安全をしていきたいと。その辺がですね、私としてはですね、重点的な安全を確保したい道路というふうに考えております。以上でございます。

8 番 田 代 歩道を中心に安全を確保するという回答、ありがとうございます。松田小学校の入り口ね、あれが本当に狭かったのが、小学校の改修工事と併せて、安全に児童が登校できると。そのような視点でこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、決算書の147ページをお願いいたします。上段になります。商工振興対策事業、その負担金補助及び交付金について、5年度当初予算には特産品開発事業補助金40万が計上されていましたが、決算書には記載されていません。未執行ということだと思います。どのようなことがあって執行されなかったのか、未執行だったのか。一方、4年度決算の監査委員指摘事項の3点目、特産品開発事業については、令和4年度決算を含め、補助金の実績が数例あるが、今のところ町の特産品として大成したものはない。公金を使っている以上、成果を問われることとなるため、審査基準を見直されたい。

また、交付後の状況を検証されたいと記載されています。この指摘事項に対して、令和5年度の対応、どのようにされたのか。そういった影響があって、0円に、5年度の執行が0円になってしまったか。

それと最後に、令和4年度までに交付したもので、ふるさと納税の返礼品となったものはあるのか。この3点について、これは観光経済課長の回答をお願いいたします。

観光経済課長 御質問にお答えします。まず、特産品開発事業補助金について、改めて事業内容を説明いたしますと、町の情報を発信することができる、町で生産される農林水産物や、それを使用した加工品、民芸品、工芸品の開発等の事業にかかる経費、3分の2以内、上限20万円、に補助金を交付する事業でございます。これまでの実績ということで、これまで平成26年度から10件の活用の実績がございました。このうち、ふるさと納税返礼品になったのが、10件中5件でございました。

アンケートの結果、毎年観光経済課、その10件につきましてアンケートをとっているんですが、活用商品の売上累計では、約10社、10件で1,994万円というふうになっております。

次に、御質問のありませんでしたが、松田ブランド認定品、こちらについても事業内容を説明いたしますと、松田町のイメージアップと産業振興を図るため、松田町を広く発信するために開発された製品等を専門家等で構成された松田ブランド認定委員会で審査し、松田ブランドとして認定する事業でございます。

す。こちらの事業につきましては、平成29から令和3年度で合計7件、認定されています。このうち、ふるさと納税の返礼品となったのが、7件中6件でございます。先ほどの特産品開発事業補助金を活用して、松田ブランド認定品となったのは、サクラマスの燻製とおひるねみかんジュースの2件でございます。

2つの事業の違いを改めて分かりやすく説明しますと…（「いいよ、その辺は。」の声あり）いいですか。はい。

特産品開発事業の補助金は、開発事業を支援するもので、出来上がった商品进行评估するものではございません。その商品が松田ブランドに資する商品になるかは確実ではないことで、先ほどの答弁のとおりでございます。

また、特産品開発補助金は、当初は桜まつりにおける来町者に販売ができるものが少ないことから、おみやげ品を増やすことを目的に始まったものでございます。そうした中で、先ほどの監査の指摘がございました。そういった中で、監査の指摘に対応して、松田ブランド認定品というのを増やしていくために、既存の特産品開発事業補助金を廃止いたしまして、松田ブランド開発事業補助金として一本化して、令和6年6月1日から施行いたしました。補助対象は、松田ブランド認定を目指す商品開発等といたしました。また、ふるさと納税返礼品の登録や、製造販売を5年以上継続して行うことを補助要件とするなど、審査の基準を見直したものでございました。こういったことで、町の特産品となり得るように改正をしたものでございました。

御質問の5年度実績がなかったのはという、特産品開発事業でなかった理由はというものでございますが、私見でございますが、通常町のホームページや広報などで通常お知らせをしていましたが、さらなるPR不足というのがあるとともに、制度が2つありますので、それが分かりづらいというものがあったのかなというふうに思っております。以上です。

8 番 田 代 それでは、時間も過ぎてしまいましたので、町長に最後に総括的な質問をさせていただきます。昨日補正予算（第2号）でシティプロモーション用商品開発委託料1,257万5,000円が計上ということで、オリジナルビール、この成果はふるさと納税として1億9,665万の予算になりました。この中の内数として、

相当貢献されているのかなど。これまで1億程度だったものが倍近くになって、
税収が減少する中で大きな財源となっていると思います。しかしながら、総務
省の見解が変わる可能性もありますので、松田町の特産品、少しでも多くして、
町内または足柄上地区の事業者にお金が落ちるよう、今後の特産品開発事業改
め松田ブランド認定品ですか、こういったものに関して、これからどのように
展開していくのか、この件について町長のお考えをお願いいたします。

町 長 御質問ありがとうございます。いずれにしても、特産品にするためにはその
原料が必要になってくるというふうに認識しております。それが地場産品をい
かに必要とされるようなニーズに応えられるように6次化していくか、これは
もう知恵の出し方だと思いますし、それに対するまたPR、またことだという
ふうに認識しておりますので、その辺のあたりも昨日とかおとといとか、ずっ
と質問を頂いている内容をさらにブラッシュアップしてですね、やっぱり今あ
るものもそうですし、これから新たにあれもやったらとかっていうような思い
もありますので、そういったものをとにかく6次化をすることによる…あと大
事なのは生産者をやっぱり保護しながら、生産していただく方々の思いを確保
していかなきゃいけないということもありますので、その両面でしっかりと努
めてまいりたいと思います。以上です。

8 番 田 代 先ほど監査委員からの指摘で、今まで特産品開発事業で成果があまり見られ
ないということだったんですけれども、担当課長の説明では、10件実績があっ
て、そのうち返礼品として5件、その売上が1,994万という回答がありました。
併せて、サクラマスとおひるねミカンが松田ブランドとして認定されていると。
この辺をもう少しこ入れして、とにかくあるものから少しでもふるさと納税
の返礼品にして、地元にお金が落ちることを要望いたしまして、私の質問を終
わりにいたします。ありがとうございました。

議 長 質疑の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。なお、休憩中に昼食を
とっていただき、午後は1時15分より再開いたします。 (12時01分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時15分)
引き続き質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

12番 寺 嶋 では、4ページの監査委員の指摘事項なんですけども、1点、(3)ESCO事業や松田小学校太陽光発電設備整備工事の成果が光熱水費などの決算数値にどのような影響を及ぼしているのか、よく検証されたいということなので、状況をお伺いいたします。

それから、光熱水費の削減等についてね、など効果は実際数値でつかんでいるのか、その辺についてお伺いをいたします。

教 育 課 長 それでは、寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。ESCO事業や松田小学校太陽光発電設備工事の成果が光熱水費などの決算数値にどのような影響を及ぼしているかというところでございます。まず、ESCO事業ですが、ESCO事業につきましては、比較がですね、ボリュームいわゆる量と額、プライスですね、その2つを私どものほうでは把握をしております。コロナ前のESCOを入れるコロナ前のボリュームと令和5年度の生涯学習センターのものを比較すると、約半分ぐらいになっております。その使用量が。これはやはりESCO事業の導入による変圧器であったり、キュービクルであったり、インバーターというんですかね、そういったものの機器が更新されたことによる効果だというふうに認識をしております。

一方で、使用料ですね、いわゆるプライスの部分につきましては、御承知のように資源価格の高騰により電気料金が上がっているというところを背景として、その部分については結局上がってしまっているということが、そういう状況でございます。ただし、ボリュームは下がっているけれどもプライスは上がってしまっていると。ただ、少し乱暴な言い方なんですけれども、ESCO事業を導入したことによって、この程度で済んだという、無駄に払わなく…無駄に払う必要はなくなったというふうな、現段階では評価をしております。

一方、小学校につきましては、令和5年度に増設ということでございますので、完璧な評価は出てくるのは今後かなと、令和6年度以降かなというふうに捉えております。ただし、昨年度の時点で太陽光の効果も少し現れておりますので、そこら辺の部分は令和5年度に入れたものを見て、最終的に評価をしていこうというふうに考えております。また、今のところ…今現在のところは効

果等につきましてはそういうような形で担当課としては考えております。以上です。

12番 寺 嶋 そうしても1点目のほうはね、検証されたいということなので、これ、検証…ここで文面見ると検証してないように捉えられるので。だから、私、聞いたんですよね。光熱水費の関係では。削減とか。だから、検証は今、教育課長が答えあったように、検証はされてるということによろしいのでしょうか。

あとは、この5年度はね、松田小学校の太陽光発電のほうは、5年度に設置したので、それ以降、効果として、効果を実際現れるのは5年度以降ということになるということですよ。それ、大体どのくらいな…どのくらいというか、予想というかね、予想なんかは、もし分かりましたらお知らせください。

あと、ESCO事業の生涯学習センターのESCO事業なんですけども、全体のことと、ボリュームと、それから光熱水費のということで見ますと、ESCO事業というのは省エネルギー回収に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業というふうな捉え方で、これ、よろしいのでしょうか。そうすると、この効果としては、導入後に見ると、光熱費、特に電気代ですかね、一応は半分ぐらいに減っている。けども、昨今の物価高騰の中でね、電気料金が相当高くなっているというふうに見ますと、実際は半分という…下がっているという効果、そういう効果には今の現状でいくとね、ならないと思うんですけども、その辺についてね、再度お伺いをいたします。

教 育 課 長 まず、小学校のほうの太陽光を入れることでどれくらい削減できるかというところでございますが、ちょっとまだそこら辺については数字的なものというのは私どものほうでは出しておりません。ESCO事業につきましては、事業実施前と比較して、年間約4万トンの燃料消費が抑制されているというふうなことが出ております。今おっしゃられたように、ボリュームは下がっている。電気の使用量そのものは、やはりESCOを導入したことによって機械が更新され、同じような使い方をして、例えば1日24時間のうち数時間、8時間エアコンを回し続けたとしても、半分ぐらいで済んでいるという実績は出ております。ただし、繰り返しになって恐縮なんですけれども、昨今の資源価格の高

騰によりまして、電気代のほうは支出額としては増えているということになっております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかには。

1 1 番 飯 田 ページ数がですね、153ページですね、真ん中辺に工事請負費の中で、店屋場公園トイレ洋式化改修工事というのが入っていますが、このトイレだけじゃなくてですね、トイレ全般についてちょっと質問したいと思います。

まず、松田町の古いトイレは大体最初は和式というふうなことで、それを時代の要請とともに洋式化を今していつているわけなんですけど、洋式のときにはですね、ちょうどよかったものでも、それを今度…和式のときにはですね、ちょうどよかったものでも、今度洋式にするとですね、ちょっと体格のいい人がトイレ入ると、身動きできないぐらいに狭いと。そういうふうなトイレばかりだと思うんですね。宮下公園しかり、寄の管理センターのトイレも同じような状況です。

それでですね、私、これちょっと質問するきっかけというのはですね、先日のど自慢が行われましたよね。そのときにですね、お客さんのほうから、トイレが狭くて非常に使い勝手が悪いというふうな意見が…意見というか、話があったというふうなことね、松田町はおもてなし、あるいは観光でのよそから人を呼び込むというふうなね、町でありながら、そういった面がですね、よそから松田町を訪れた方がトイレ入ってどういうふうに思うかということ、ちょっと心細くなるんですね。もう少しこの辺の松田町のトイレ行政というものを、一気ににはできないにしてもですね、ひとつもう少し使いやすい、もう少し広いトイレに改修していったらどうかというふうに思います。最近できたトイレは、みんな広くて使いやすいのは分かってますけど、一昔前のトイレは今、みんなそういうふうな状況なんですね。それをですね、今後ですね、改修する際には、少しでも使い勝手のよい、例えば今まで4個あったものを3個にしてもね、いいトイレというんですかね、使いやすいトイレにしていきたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

町

長 皆さん勇気がございませんので、私のほうから回答させていただきます。
トイレに関しては、もうこの間の「のど自慢」もそうですし、「白雪姫」のときもですね、私も感じていました。それで、各…ちょっと女子トイレには入れなかったんですけども、見ていたらですね、もともとの和室…和式のトイレの排水管のところ動かさせないのか、動かそうとしなかったのか、単純に便器だけ替えてどんとつけていらっしやって、トイレの水がたまるタンクのところの後ろに、まだすき間があると。もうちょっと工夫して、もっと奥にでもとかというものがあるし、狭いところ用のそういう洋式のトイレなんかもあるわけですよ。全くセンスがないなと思って、それはもう本当に建築やっていた私からすると、私の管理不足だなというふうに反省しているところも実はおっしゃるとおりあります。今後、4つあるところのトイレを3つにするのはいいですけど、例えば寄にあちこちあるところの公園だとかというのは、もともと2つしかないとかいうところもあつたりとかしているんで、その辺のところもうまよく考えながら、もうちょっと狭小用の便器を選ぶなりとかして、座れるようにですね、しないと、まさにおっしゃるように、ちょっと生涯学習センター1個とつたって、私は何とかですけど、ちょっとね、ふくよかな人たちは入りにくいなというところを感じています。ちょっと一回つけたものですけど、もう少し何か工夫しながら、実際一気に、コロナの予算使って一気にひっくり返したこともあったので、そういった予算があればって話ししちゃうと申し訳ないんですけども、今後は御指摘頂いたような格好を各、今日は皆さん各課長さんたちもよく理解していると思うので、その辺がないようにですね、ちょっと神経使ってトイレはきちっと設備をするようにしますので、よろしく願いいたします。

1 1 番 飯 田 ぜひですね、今後は計画的にですね、各町内に何か所もあると思いますので、計画的にトイレの改修して、おもてなしの町にふさわしいような環境づくりをしていただきたいと思いますので、よろしく願いして終わります。

議

長 そのほかは質疑ございますか。

4 番 中 津 川 今回初めて決算書というものをちょっと見させていただいたんですけども、

まず感じたことはですね、監査委員の指摘事項にありましたけれども、不用額が非常に多い。16ページ、17ページのところのですね、歳出の決算書を見ますとね、予算現額で61億5,800万円のところ、不用額が4億5,400万円と、全体の7%も占めています。特にね、金額的には2,300万円と少ないんですけども、土木費の道路橋梁費、これは14%も占めているんですね。この道路橋梁費について細かく見ていくと、163ページ、2ページ、3ページからなるんですが、そのうちですね、道路新設改良費、これは1,800万、約1,900万円ほどの不用額があります。これはパーセンテージで言うと17%になっています。165ページを見ますとね、この中で大きなところでいくと、まず、委託料がね、不用額が430万ほどある。これは当初予定していた委託を執行しなかったのかどうか。またですね、16節と21節のところのですね。事業に必要な土地を買収するというところで、公有財産購入費が660万円、補償費が610万円ということですが、これが全部、これ支出済額ゼロになっているので、多分用地交渉とか進められている中で、合意に達しなかったから執行できなかったということだと思んですが、それでよろしいでしょうか。まずちょっとそこだけ1点確認させてください。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。不用額で今お話のございました道路新設改良におけるですね、部分が多いという御指摘でございます。御指摘のとおり、公有財産、またその物件損失補償、ここは最後まで粘り強く交渉したんですが、まとまらず、執行ができなかったという状況でございます。おっしゃるとおりです。

4 番 中 津 川 道路新設改良工事で、今、計画的に進められると思うので、その計画予定地の中にある土地は、いずれは買収しなきゃいけない。用地交渉が成立しなかったからといって、ここでみんな不用額にしているんですけども、なるべく不用額を縮減するのであれば、このお金は事故繰りという方法もあったのかなと。令和6年度に事故繰りをして、引き続き用地交渉を進めて、成立すれば繰越額で支払うと、執行するという方法もあるのかなと思います。そういったことで、不用額ですね、縮減、これだけではないと思うんですね。この事業だけでは

ないと思うんですけども、なるべくですね、不用額の縮減にね、取り組むべきだというふうに思っています。

やっぱり不用額がなぜこんなに多く出るかという、いろんな社会状況の変化によって生まれるものもあるかもしれませんが、基本的に私はですね、当初の予算の見積り、これの精度をもっと上げれば、そんな不用額は出ないと思うんですね。例えばですね、消防費…ちょっと待ってください。消防費のですね、169ページかな。消防費の報酬がですね、年額の報酬が今、125人で706万円支出してはいますが、当初の…当初というか、当初予算もそうですけれども、予算現計を見ると1,060万ほどあるんですよ。もともと消防団員というのは、条例で170名というふう定めがあって、今このですね、125名分を170名に換算したとしても、1,000万に届かない。960万円程度なんですね。ですから、ここの300万という、332万という不用額は、もっと縮減できるはずなんです。当初の予算編成のときに。ですから、この今たまたま消防費だけでお話ししてはいますが、ほかの事業でもやっぱり当初の見積りの精度を上げることが不用額の縮減につながるのではないかなというふうに思っています。

そこで町長にですね、不用額の縮減に向けた方策についてのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 この今、不用額の中に一番…一番というか、大きいのは予備費が8,000万円くらいありますよね。その辺のこととかがボリュームがあって、それ以外の話として今、承ります。その中で今、消防の話が出ましたけど、こういうのは定員があるからといって、定員の方だけ予算を組むんですよ。実質と違って。いわば増やす努力もしているわけです。先ほどまちづくり課長が言ったのも同じことです。やらなきゃいけない。テクニックとしては、今おっしゃられるように事故繰りだとかということもできるのかもわかりません。ただ、今までがそういうふうに来てないというのが実際あります。要は見え方がそういうふうになってきているから、御指摘いただいているんだろうなという気がしますけども。ただ、それプラスアルファ、いろんな工事をするに当たって、見積りを取ったりなんかしているときに、基本的には3者見積り取って、その真

ん中でというふうなことをやったりとかしても、その見積りを取るときに、なかなか業者さんに、仕切りは幾らよって、私ならすぐ聞いちゃうけども、仕切り幾らよと。でも、そういうわけにいかないですよ。なので、安全パイでやったりとかするところがあるので、どうしても何%かの要は…のことでやっていくということになります。

ただ、今日の代表監査からの報告の中で、なるべくそういったいろんな事業をやるときには、安価な方法を選び、その中で最終的に決裁をしているという言葉もあったように、我々職員としてもですね、最終的にはそこで調整をしているというところもあります。だから、それを最終的じゃなくて、予算編成のときにもっとシビアにやっていくようにという御指摘を頂いたということを私は認識しましたので、これから令和7年度の予算に向けて、副町長をはじめ事務方のほうでしっかりとそれをやっていただけること、私はそこを確認しながら7年度の予算編成をしっかりとやっていきたいと思います。ありがとうございました。

4 番 中 津 川 そうですね、これから7年度予算編成に入るとは思いますけども、予算的には限られた予算の中なので、各事業に分配されてですね、事業費を有効にね、活用できるように、例えば工事で発注して、執行残とか出ます。入札残出ます。変更で対応できないところについては、それはもう不用額になって仕方ないと思いますけども、そのほかのところについてもですね、その枠の中でね、有効に予算が流用できるのであれば流用しながらですね、有効に活用していただければと思います。以上で質問を終わります。

議 長 ほかに質疑ありますか。

10番 南 雲 131ページの一番下の委託料なんですけども、水源環境保全・再生事業調査委託料ということで、これ、河土川の事業計画ということですが、これ、どのような事業になるのかを伺いたいですけれども。

環境上下水道課長 これはですね、寄の河土川で、の下流部で、もう12年間ですか、ずっとやっているところなんですけども、生態系に配慮した河川の整備ということで、県の補助金をほぼ100%もらいましてやっている事業でございます。今期が第3期に

なりまして、4年単位で今年度が第3期の…5年度が最初の年ということになりますので、今年度からが整備の対象となります。以上です。

10番 南 雲 この県の環境…水源環境保全税、令和8年度で終わりになる予定なんですけれども、ちょうど9年までということですよ。この予定で。その後、ちょっと心配されるんですけども、これで完結できるかどうかということを伺います。

環境上下水道課長 一応ですね、この事業が5年で…すみません、5年で1サイクルになっていまして、今回のところで河土川全てが完了するような形になりますので、一応そこでこの今回の補助金が使われるというか、完了する、この事業が完了するような形には今なって進めております。以上です。

町 長 この県の水源環境施策の大綱で、先ほど言われるように、御承知のとおりそんな感じで、令和8年度で終了と。我々やっぱり山を背負っている自治体としてはですね、この県の超過課税という形で、県独自の課税をしてもらいながら、我々の…我々というか、オール神奈川で神奈川の水源を守っているというような施策であります。我々…我々というか、今年…去年からですね、神奈川県全課市町会と町村会と連名で、これをさらに延ばすべきだということに対して知事に要望しています。その大体回答が県の県民会議で議論をまとめて、それに対して今後のことを考えますというふうなことのお答えの中で、県民会議の中でもある程度、一定の評価はできると。これまでの施策として。ただし、これを継続すべきだというふうなお答えを頂いているので、このまま継続していただいて、河土川だけじゃなくて、ほかの山自体の生態系も守らなきゃいけないし、この費用を使って伐採もしながら、森林整備をやっている費用にもなりますので、この件に関しては河土川ができたからよかったじゃなくてですね、これ一生涯でもいいからずっと続けてもらわなきゃいけない事業だと思っています。というのが、それをやらないと山がやせてきちゃって、土砂災害になって、特にやっぱり今回みたいなことが起きてくるので、今回人的被害がなかったからよかったものというふうなことは、常に要望を掲げていますので、引き続きですね、我々もそういうふうに行っていくこともありますし、南雲議員のほうも後押しのほう、よろしく願います。以上です。

議

長 そのほか質疑ございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号につきましては、一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、認定第1号は一般会計決算審査特別委員会を
設置し、そこに付託の上、審査することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長
など必要な事項を決めるようお願いいたします。決定いたしましたら議長まで
報告願います。

暫時休憩いたします。

(13時41分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(13時49分)

特別委員会の構成と委員の報告がありました。読み上げます。委員は議長を
除く議員11名です。委員長は古谷星工人君、副委員長は中津川定雄君です。

一般会計決算審査特別委員会の委員及び正・副委員長を選任することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の
認定についての審査をよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバー
として参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、御異議ござ
いませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。本日の会議はこれにて延会といたします。

この後の日程についてお知らせします。午後2時5分から令和5年度主要工

事箇所現地視察を行います。午後2時5分に正面玄関前を出発いたしますので、集合をお願いいたします。なお、9月9日は午前9時から一般会計決算審査特別委員会を開催しますので、大会議室にお集まりください。9月10日、11日は委員会活動日です。総務文教常任委員会は委員長の指示に従って、大会議室で付託された陳情第2号の審査をお願いします。ほかの委員会は委員長の指示に従ってください。9月12日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集ください。本日は御苦労さまでした。 (13時51分)